

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年8月



株式会社ブロードバンドセキュリティ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式272,000千円（見込額）の募集及び株式240,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式84,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年8月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ブロードバンドセキュリティ

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

当社は設立時に「便利で安全なネットワーク社会を創造する」というビジョンを掲げております。セキュリティと利便性は二律背反トレードオフであり、便利で安全に使う事ができるものは非常に難しいですが、「便利でありながら安全を担保できるようなネットワーク社会の創造に貢献しよう」という決意を込めております。

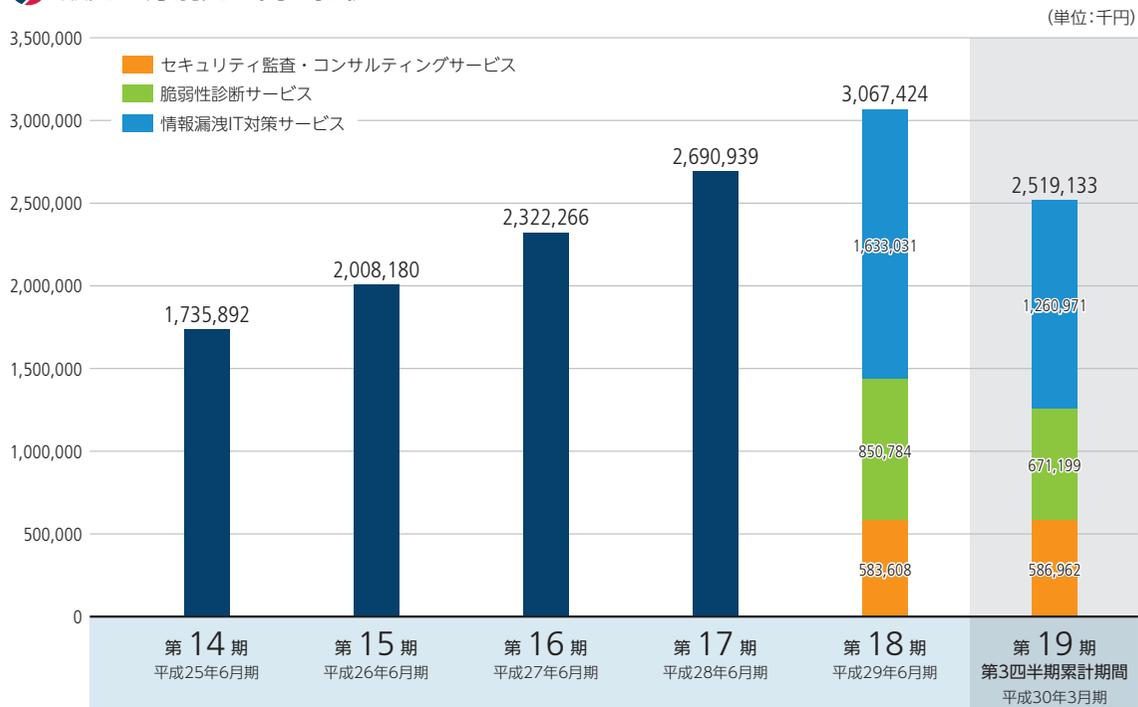
2 事業の内容

当社は、企業における情報漏洩の予防や防止、セキュリティ機器の24時間365日体制での遠隔監視、未知のマルウェア^(※1)検知によるネットワーク遮断等により、情報漏洩リスクから企業を守る事を目的としたセキュリティサービスを主要な事業としております。

サービス区分としましては、「セキュリティ監査・コンサルティングサービス」、「脆弱性診断サービス」、「情報漏洩IT対策サービス」の3つに分類されます。



販売区分別売上高の推移

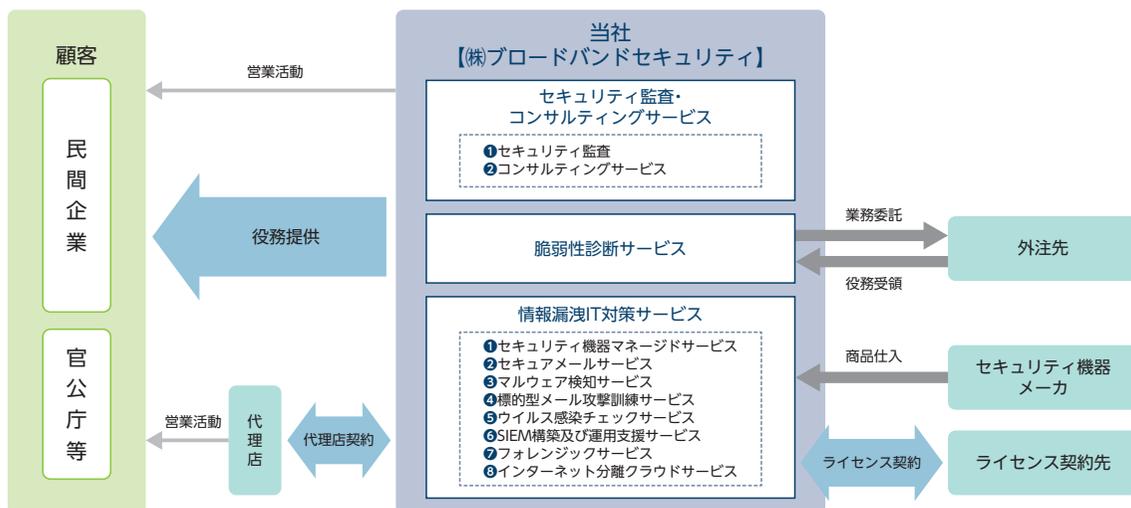


(注)売上高には、消費税等は含まれておりません。



また営業形態としては、当社営業担当による直販及び代理店（パートナー）経由の二つの形態に分かれ、顧客は大企業を中心とした民間企業や官公庁等になります。

なお、情報漏洩IT対策サービスのうちセキュリティ機器マネージドサービスにおいては、顧客に対してセキュリティ機器を販売しており、当該機器をメーカーから仕入れております。またセキュアメールサービスやマルウェア検知サービスにおいては、海外のセキュリティソフト会社からライセンスの提供を受けております。脆弱性診断サービスでは、スマートフォン向け脆弱性診断の一部を外注する事があります。



(1)セキュリティ監査・コンサルティングサービス

①セキュリティ監査

当社はクレジットカード業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI DSS^(※2)の監査資格(QSA: Qualified Security Assessor)を法人として保有しており、クレジットカードデータを取り扱っている企業に対して、セキュリティ監査を実施しています。

また、企業がPCI DSS準拠監査を通過するために、実際の姿とあるべき姿に違いがある場合には、それが何であり、どう対処するべきかといったコンサルティングサービスを提供しています。

②コンサルティングサービス

現状の情報セキュリティの分析から対策すべきポイントの抽出、社内体制や情報システムの改善施策とその実現まで、お客様のなすべき目標を明確にかかげ、企業の情報セキュリティ強化に向けた体制作りを、社内ルール及び情報システム両方の視点から支援するコンサルティングサービスを提供しています。

サービスイメージ

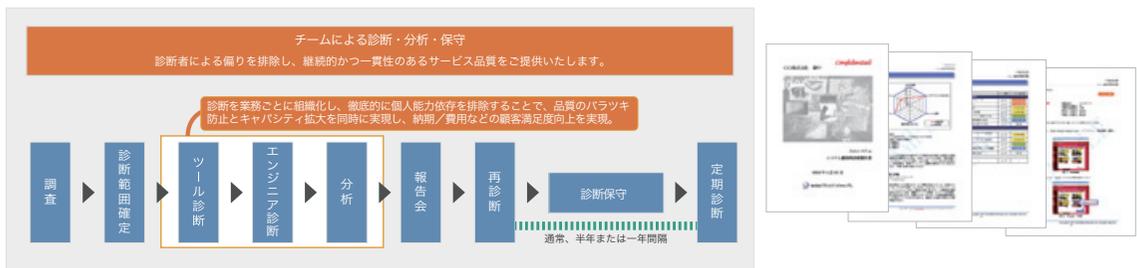


<初期サービス>	
1. ネットワーク環境の把握	必要なセキュリティ環境が整っているか
2. セキュリティ対応策の把握	どのようなリスクを、どこで検知できる仕組みがあるのか
3. インシデント発生時のプロセス把握	インシデント発生時の担当者の動きを仕組みとして構築しているか、訓練はしているか
<定常サービス>	
1. セキュリティ施策計画支援（年次）	実施計画のレビュー、実施事項の助言
2. セキュリティ施策推進支援（適宜）	ルール策定等に係る助言、プロダクトやソリューション選定等に関する助言 セキュリティ委員会等へのオブザーバとしての同席
3. インシデントレスポンス支援（高頻度）	マルウェア検知、セキュリティイベント検知の初動対応に関する下記助言 ・緊急性判断 ・フォレンジック調査要否判断 ・応急措置として実施すべき事項の提案 ・再発防止策のレビュー
4. セキュリティトピックス情報提供	月次ベースのセキュリティ情報提供

(2)脆弱性診断サービス

企業のWebサイト（いわゆるホームページやEC（電子商取引）サイトなどインターネット上に公開されているすべてのWebページ）に対し、当社のエンジニアが、外部からの侵入や、内容の書き換えが可能かどうか、擬似攻撃をかける事で、Webサイトの安全性を診断するサービスを提供しています。

サービスイメージ



この診断サービスは、健康診断と同じように幾つかのサービスメニューを用意し、複合的なアプローチによりWebサイトを診断した上で、脆弱性の抽出とその解決策を提案しています。

企業にとって、その脆弱性を排除する事は運営上、欠かせない事です。本サービスを利用する事で、悪意ある攻撃を受ける前に、自社を防御する上での問題点を特定する事が可能です。

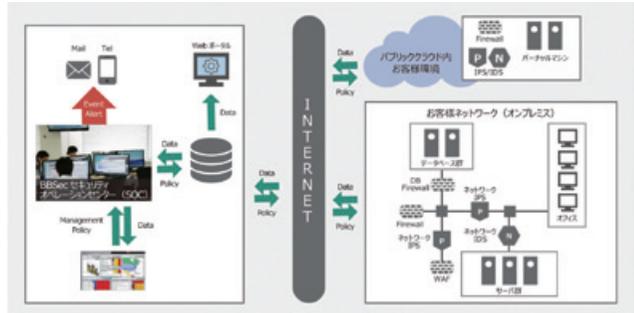
(3) 情報漏洩IT対策サービス

当社のサーバ群や独自に開発したソフトウェアなどを使用し、企業の情報漏洩対策（予防、監視、発見、遮断等）のためのサービスを提供しています。具体的には、以下の8つのサービスとなります。

①セキュリティ機器マネージドサービス

24時間365日体制でお客様の代わりに様々なセキュリティ機器を運用・監視するサービスであり、それらを総称して「マネージドサービス」と呼んでいます。その中心になるのがSOC (Security Operation Center) であり、インターネットデータセンターの中に設置されているため、地震やその他災害が発生した場合においても業務を継続する事が可能です。

サービスイメージ



②セキュアメールサービス

企業が安全かつ安心してメールをご利用いただけるように設計された様々な機能を搭載したクラウド型のサービスです。例えば、添付資料の自動暗号化、不正なメールを防止するフィルターの設置、悪性添付ファイルの自動停止など、企業ユースに特化したサービスを提供しております。クラウド型のため、利用者は大きな初期投資なくメールシステムを利用する事ができます。

サービスイメージ



③マルウェア検知サービス

クラウド型のウイルス検知サービスです。マルウェアと呼ばれる悪性ウイルスのうち、未知のウイルスに対しては一般的なアンチウイルスソフトでは予防する事ができません。そのため当社では、未知のウイルスへの感染の可能性のあるファイルを一度仮想領域に展開し、コード自体を読みこんでウイルスに感染しているかどうかを判定するクラウド型のウイルス検知サービスを提供しています。このタイプの対策は、判定の専門性などの面で一般事業会社での内製化は困難であり、専門家でないとは判定できない場合が多々あります。ここにクラウド型でのサービス提供のメリットがあり、当社のサービスは分析・報告までがセットになっている点が大きな特徴です。

④標的型メール攻撃訓練サービス (開封率調査)

顧客企業が「標的型メール攻撃」にどの程度耐性を持つのかを調査するサービスであります。具体的には当社が攻撃者になりすまし、悪性ウイルスを添付したメールを送付した偽のメールを送り、その会社で何人(何%)の社員が開封してしまうかを調べるサービスです。

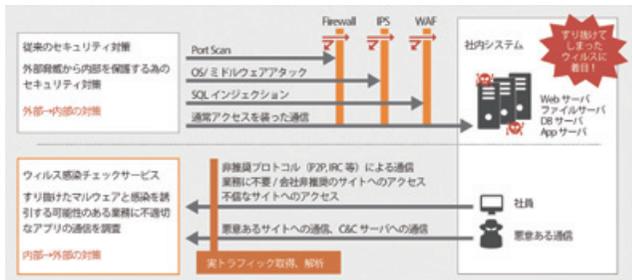
サービスイメージ



⑤ウイルス感染チェックサービス

マルウェア感染の有無を確認するサービスです。過去のプロキシサーバ^(※4)のログ(通信結果が保存されたデータ)を解析する事によりチェックする方法、ハッシュ^(※5)解析と呼ばれる方法、上記で述べたマルウェア検知サービスを一定期間だけ提供する事で外部通信を調査し、感染をチェックする方法等、顧客の状況に合わせてチェックするサービスを提供しています。

サービスイメージ



⑥SIEM^(※6)構築及び運用支援サービス

ウイルスに感染した際、外部に送信される前にその動きを検知して漏洩を防ぐためのサービスです。これはファイアウォール^(※7)やIPS^(※8)などのネットワーク機器や、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベントログを一元的に保管して管理し、相関分析する事により、リアルタイムで不審なトラフィックを検知、感染端末を特定し、漏洩する前に遮断するというセキュリティポリシー監視とコンプライアンス支援を行うサービスです。

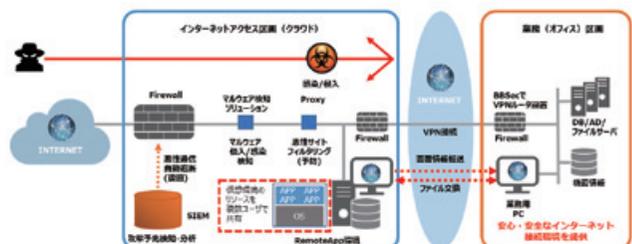
⑦フォレンジック^(※9)サービス(緊急駆けつけサービス)

万一企業が情報漏洩を起こしてしまった場合に、速やかにネットワークから該当端末やサーバを切り離して、それ以上情報が漏洩しないようにし、感染経路の特定(原因調査)及び漏洩した情報の特定、影響範囲の特定等、企業が行うべき様々な漏洩対応に関するサポートを行うサービスです。

⑧インターネット分離クラウドサービス

マルウェア対策の一環として、業務用システムとインターネットを利用するWeb閲覧やメール送受信を異なる環境に置き、業務用システムを悪意あるプログラムから守る「インターネット分離」をクラウド型で提供するサービスです。

サービスイメージ



- ※1 不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称。悪意あるソフトウェアをマルウェア (malware=malicious「悪意がある」とsoftware「ソフトウェア」を組み合わせた造語) と呼び、ウイルスもマルウェアに含まれる。
- ※2 Payment Card Industry Data Security Standardの略で、国際カードブランド5社 (American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA) が共同で設立したPCI SSC (PCI Security Standards Council) により運用・管理されているカード情報セキュリティの国際統一基準の名称。
- ※3 特定のターゲットに絞ってメールなどでサイバー攻撃を仕掛ける「標的型攻撃」。その多くがメールを利用して行われるため「標的型メール攻撃」と呼ばれる。
- ※4 内部のネットワークとインターネットの境界で動作し、両者間のアクセスを代理して行う事。プロキシとは「代理」という意味。ネットワーク内におけるインターネットの出入り口をプロキシサーバ経由に限定する事で、通信内容を一括してプロキシサーバ側でチェックする事が可能。クライアントコンピュータは直接インターネットに繋がる事がなく、不正アクセスや侵入行為を防ぐ事ができ、セキュリティ向上目的で用いられる。
- ※5 メッセージを特定するための暗号化技術。
- ※6 Security Information and Event Managementの略で、ファイアウォールやIPSなどのセキュリティ機器、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベント情報を一元的に保管して管理し、脅威となる事象を把握するテクノロジー。
- ※7 社内ネットワークとインターネットの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムなどの事。
- ※8 Intrusion Prevention Systemの略で、サーバやネットワークの外部との通信を監視し、侵入の試みなど不正なアクセスを検知して攻撃を未然に防ぐシステムのこと。
- ※9 情報漏洩や不正アクセスなど、コンピュータが関わる犯罪が起きた際に、コンピュータ本体に記録された電子データを収集・分析して、証拠とするための技術のこと。

3 業績等の推移

提出会社の経営指標等

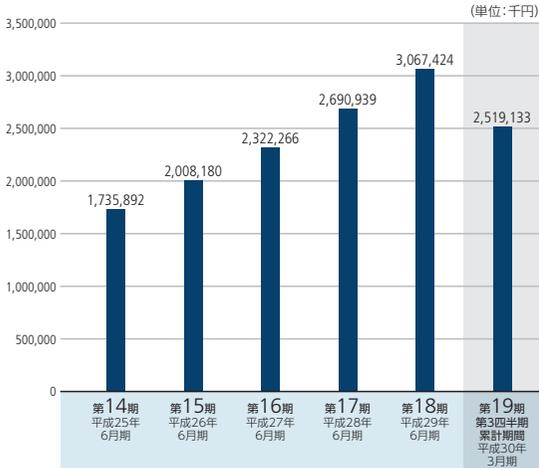
(単位:千円)

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期 第3四半期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年3月
売上高	1,735,892	2,008,180	2,322,266	2,690,939	3,067,424	2,519,133
経常利益又は経常損失(△)	△102,671	△8,308	△94,788	87,133	152,082	163,397
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△112,346	△18,283	△101,014	86,021	145,928	161,527
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	346,500	530,250	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	293,073,055	345,573,055	345,573,055	345,573,055	3,455,730	3,455,730
純資産額	△258,859	90,357	△10,656	75,364	221,292	382,820
総資産額	864,356	1,260,442	1,094,150	1,123,648	1,494,084	1,598,295
1株当たり純資産額 (円)	△0.88	0.26	△0.03	21.81	64.04	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△0.38	△0.06	△0.29	24.89	42.23	46.74
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△29.95	7.17	△0.97	6.71	14.81	24.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	265.88	98.38	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	377,818	399,708	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△146,574	△164,363	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△201,398	△19,940	—
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	51,382	267,927	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	97 (9)	100 (8)	116 (19)	128 (26)	157 (29)	— (—)

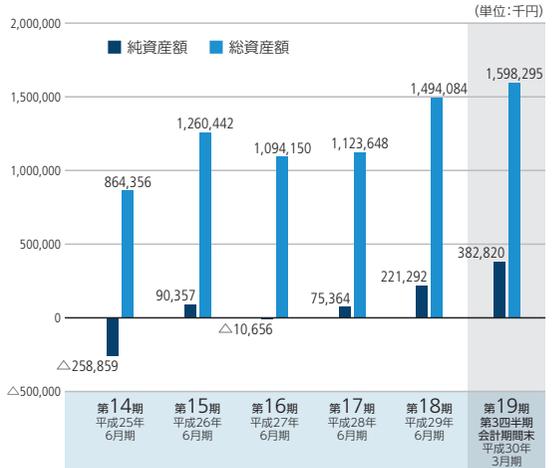
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第14期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握出来ませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第17期、第18期及び第19期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握出来ませんので記載しておりません。
6. 第14期、第15期及び第16期の自己資本利益率は当期純損失のため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第14期、第15期及び第16期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 第19期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第19期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第19期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
10. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- また、第19期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
- なお、第14期、第15期、第16期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
12. 当社は、平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会議決により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第17期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
13. 当社は、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書Ⅱ(の部)」の作成上の留意点について「平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第14期、第15期及び第16期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	△88.33	26.15	△3.08	21.81	64.04
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△38.33	△6.20	△29.23	24.89	42.23
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

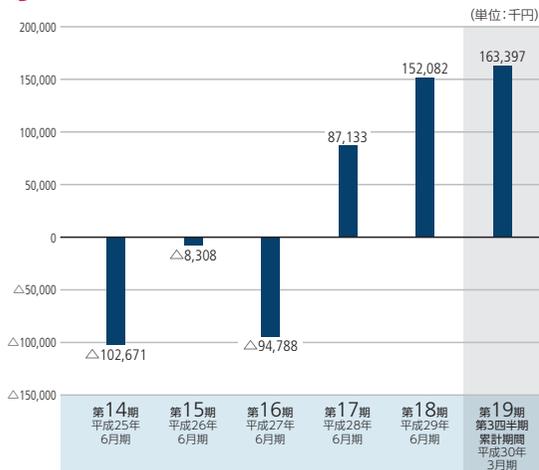
売上高



純資産額/総資産額



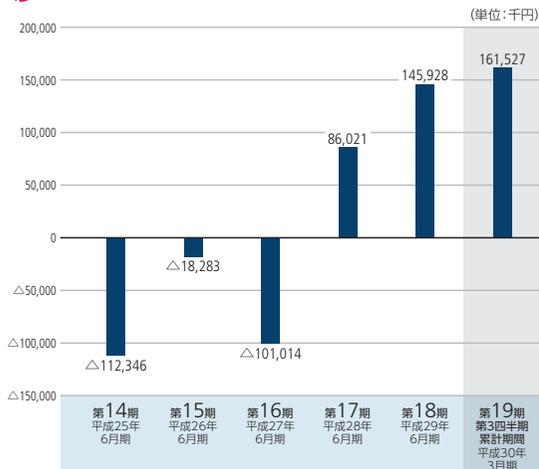
経常利益又は経常損失(△)



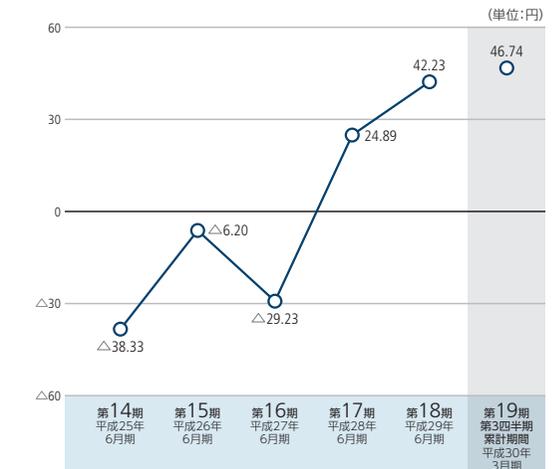
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注)平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っておりますので、第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 業績等の概要	18
2. 生産、受注及び販売の状況	19
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
4. 事業等のリスク	22
5. 経営上の重要な契約等	24
6. 研究開発活動	24
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43

第5	経理の状況	49
1.	財務諸表等	50
(1)	財務諸表	50
(2)	主な資産及び負債の内容	81
(3)	その他	84
第6	提出会社の株式事務の概要	101
第7	提出会社の参考情報	102
1.	提出会社の親会社等の情報	102
2.	その他の参考情報	102
第四部	株式公開情報	103
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	103
第2	第三者割当等の概況	104
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	104
2.	取得者の概況	106
3.	取得者の株式等の移動状況	106
第3	株主の状況	107
	[監査報告書]	111

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月20日
【会社名】	株式会社ブロードバンドセキュリティ
【英訳名】	BroadBand Security, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 持塚 朗
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5338-7430 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 荒川 嗣司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
【電話番号】	(03) 5338-7430 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 荒川 嗣司
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 272,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 240,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 84,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	400,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
1. 平成30年8月20日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成30年9月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成30年8月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年9月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年9月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	400,000	272,000,000	147,200,000
計（総発行株式）	400,000	272,000,000	147,200,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年8月20日開催の取締役会決議に基づき、平成30年9月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（800円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は320,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年9月13日(木) 至 平成30年9月19日(水)	未定 (注) 4.	平成30年9月25日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年9月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年9月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年9月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年9月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年8月20日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年9月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年9月26日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年9月5日から平成30年9月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年9月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	400,000	—

- (注) 1. 平成30年9月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年9月12日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
294,400,000	7,000,000	287,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額287,400千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限77,280千円と合わせた、手取概算額合計上限364,680千円について、①人材の採用・育成に係る採用・教育費、及び人件費、②業務効率化のためのシステム開発等の費用に充当する予定であります。具体的には以下に充当する予定です。

- ①当社が提供している脆弱性診断サービスの診断エンジニアの採用・育成、並びにPCI DSS(注)フォレンジック(クレジット取引に係るインシデント対応)のための解析エンジニアの採用・育成等にかかる採用・教育費、及び人員増による人件費として194,400千円(平成31年6月期:21,600千円、平成32年6月期:64,800千円、平成33年6月期:108,000千円)
 ②脆弱性診断サービス業務のAI導入による自動化の推進、及びメールサービス再構築の第2フェーズのシステム等の開発費用として130,000千円(平成31年6月期:130,000千円)、社内の業務効率化のための人事・稟議システム刷新による費用30,000千円(平成31年6月期:30,000千円)

上記以外の残額は、PCIフォレンジックのためのLabの開設や、将来におけるサービスの開発に係る資金や調査費用、並びに成長に寄与する投資等に充当する方針であります。ただし、当該内容については、上記①②に係る事項の他には、現時点では具体化している事項はありません。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) Payment Card Industry Data Security Standardの略で、国際カードブランド5社(American Express、Discover、JCB、MasterCard、VISA)が共同で設立したPCI SSC(PCI Security Standards Council)により運用・管理されているカード情報セキュリティの国際統一基準の名称。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年9月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	300,000	240,000,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 S B I インキュベーション株式会社 300,000株
計(総売出株式)	—	300,000	240,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 9月13日(木) 至 平成30年 9月19日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年9月12日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	105,000	84,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 105,000株
計(総売出株式)	—	105,000	84,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年8月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 9月13日(木) 至 平成30年 9月19日(水)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である持塚朗（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年8月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 105,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成30年10月24日（水）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年9月3日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年9月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年9月26日から平成30年10月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である持塚朗並びに当社株主である安藤一憲、滝澤貴志、田仲克己及び雲野康成は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始日）日（当日を含む。）後90日目の平成30年12月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるSBI インキュベーション株式会社並びに当社株主であるSBI FinTech Solutions株式会社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年8月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
売上高 (千円)	1,735,892	2,008,180	2,322,266	2,690,939	3,067,424
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△102,671	△8,308	△94,788	87,133	152,082
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△112,346	△18,283	△101,014	86,021	145,928
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	346,500	530,250	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	293,073,055	345,573,055	345,573,055	345,573,055	3,455,730
純資産額 (千円)	△258,859	90,357	△10,656	75,364	221,292
総資産額 (千円)	864,356	1,260,442	1,094,150	1,123,648	1,494,084
1株当たり純資産額 (円)	△0.88	0.26	△0.03	21.81	64.04
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△0.38	△0.06	△0.29	24.89	42.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△29.95	7.17	△0.97	6.71	14.81
自己資本利益率 (%)	—	—	—	265.88	98.38
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	377,818	399,708
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△146,574	△164,363
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△201,398	△19,940
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	51,382	267,927
従業員数 (人)	97	100	116	128	157
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(8)	(19)	(26)	(29)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第14期、第15期、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握出来ませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第17期、第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握出来ませんので記載しておりません。
6. 第14期、第15期及び第16期の自己資本利益率は当期純損失のため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第14期、第15期及び第16期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 第17期及び第18期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- なお、第14期、第15期、第16期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 当社は、平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第17期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第14期、第15期及び第16期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

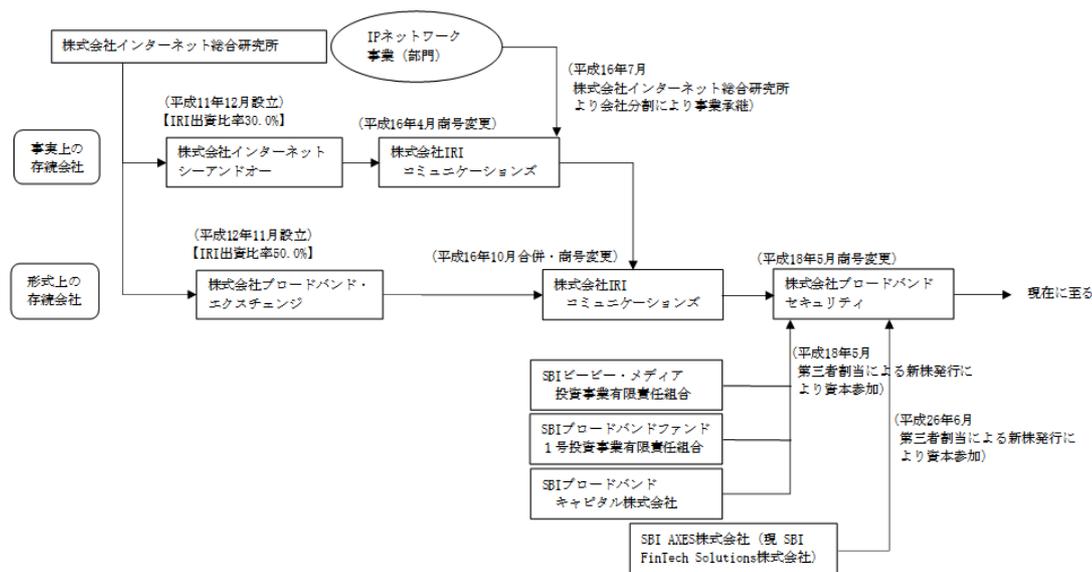
回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	△88.33	26.15	△3.08	21.81	64.04
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△38.33	△6.20	△29.23	24.89	42.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、平成11年12月に、日本電話施設株式会社（現 NDS株式会社）50%、株式会社インターネット総合研究所（以下、IRIという）30%、ファストネット株式会社20%の出資比率により、ネットワーク機器の監視運用サービス事業を行う会社（商号：株式会社インターネットシーアンドオー）として設立されました。その後、平成16年7月にIRIのIPネットワーク事業を会社分割により譲り受け、また、同年10月にIRIの子会社でありIPトラフィック交換（注1）事業を展開する株式会社ブロードバンド・エクステンヂと合併（合併後の商号は株式会社IRIコミュニケーションズであり、存続会社は株式会社ブロードバンド・エクステンヂ）しました。そして、現在、監視運用サービスに加え、IPネットワークインテグレーション技術とIPトラフィック交換技術を有機的に統合し、情報漏洩リスクから企業を守るセキュリティサービスを主たる事業とする会社になりました。

なお、平成18年5月、SBIビービー・メディア投資事業有限責任組合及びSBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合並びにSBIブロードバンドキャピタル株式会社から出資を受け、また平成26年6月にSBI AXES株式会社（現 SBI FinTech Solutions株式会社）から資本・業務提携を目的に出資を受けたこと等により、現在、SBIホールディングスのグループ会社となっております。

以下、当社の前身となる株式会社インターネットシーアンドオーと株式会社ブロードバンド・エクステンヂを含めた沿革は以下の通りであります。



当社の沿革（形式上の存続会社）

年月	沿革
平成12年11月	事実上の存続会社株式会社インターネットシーアンドオーの関連会社である株式会社インターネット総合研究所が50.0%、日本電気株式会社が35.0%、松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）が15.0%の出資比率により、資本金1億円で東京都中央区に株式会社ブロードバンド・エクスチェンジを設立。
平成13年5月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、住友商事株式会社、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）が資本参加。
平成16年10月	当社を存続会社として株式会社IRIコミュニケーションズと吸収合併。 株式会社IRIコミュニケーションズに商号変更。 大阪支店を設立。
平成18年5月	株式会社ブロードバンドセキュリティに商号変更。 第三者割当による新株発行により、SBIビービーメディア投資事業有限責任組合、SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合、SBIブロードバンドキャピタル株式会社が資本参加。
平成18年6月	現住所に本社移転。
平成19年6月	情報セキュリティマネジメントシステム国際認証規格「ISO/IEC27001:2005」の認証取得。
平成19年10月	財団法人日本情報処理開発協会（現 一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の「プライバシーマーク」の認定取得。
平成20年5月	国際的クレジットカードセキュリティ基準「PCIDSS」の認証監査機関「QSAC」の認定取得。
平成21年4月	都内にセキュリティ機器運用監視センターを設置。G-SOC（注2）サービスの開始。
平成24年3月	韓国営業所（現 韓国支店）を設立。
平成26年6月	SBI AXES株式会社（現 SBI FinTech Solutions株式会社）と資本・業務提携契約締結。
平成28年4月	名古屋支店を設立。
平成28年8月	PCI DSSのP2PE（注3）認証監査機関「QSA（P2PE）」の認定を取得。

株式会社インターネットシーアンドオーの沿革（事実上の存続会社）

年月	概要
平成11年12月	日本電話施設株式会社（現 NDS株式会社）が50%、株式会社インターネット総合研究所が30%、ファストネット株式会社が20%の出資比率により、資本金50百万円で東京都港区に株式会社インターネットシーアンドオーを設立。
平成16年4月	株式会社IRIコミュニケーションズに商号変更。
平成16年7月	株式会社インターネット総合研究所のIPネットワーク事業を会社分割により承継。
平成16年10月	株式会社ブロードバンド・エクスチェンジを存続会社とし吸収合併。 新商号を株式会社IRIコミュニケーションズとする。

- (注) 1. BGP (Border Gateway Protocolの略で、インターネットの基幹となるルーティングプロトコルのこと) により、インターネットサービスプロバイダー間のトラフィックを交換する技術のこと。
2. セキュリティ機器の監視運用サービスの名称。G-SOCとは当社のSOCサービスの呼称。SOCとはセキュリティオペレーションセンターの略で、企業などにおいて情報システムへの脅威の監視や分析などを行う役割や専門組織のこと。
3. Point-to-Point Encryptionの略で、米国で有効な方法として評価されている「PCI P2PE」という規準で、最初にカードを読み取るPOS端末に付帯するカードリーダーデバイスから決済処理ポイントまで、エンドトウエンドでカード会員データを暗号化するという考え方をベースにした新たな規準のこと。

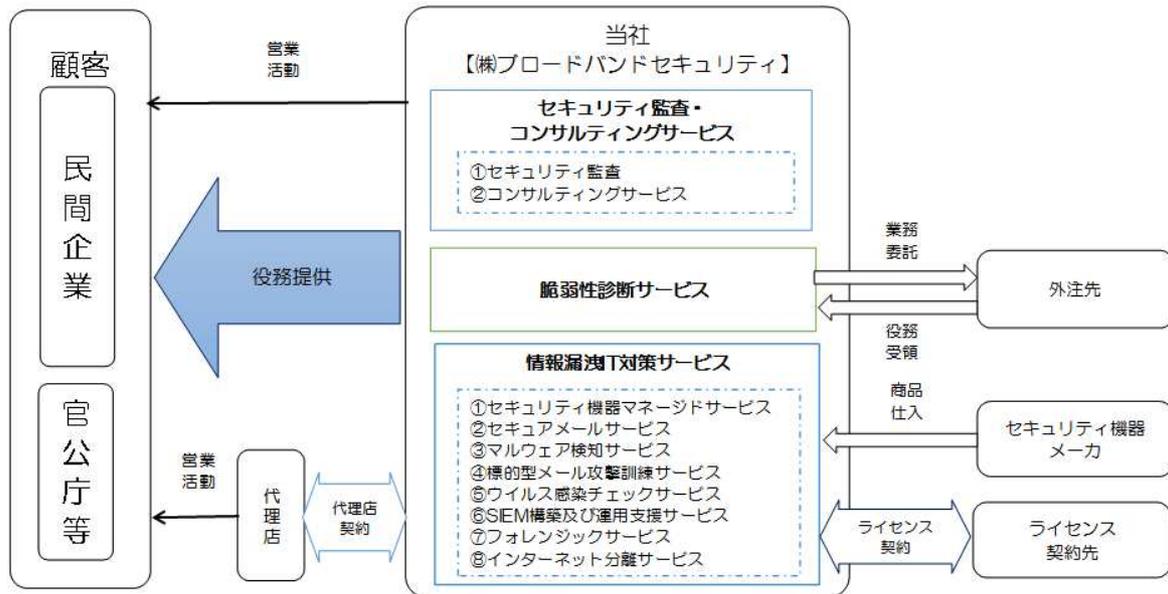
3 【事業の内容】

当社は、企業における情報漏洩の予防や防止、セキュリティ機器の24時間365日体制での遠隔監視、未知のマルウェア（※1）検知によるネットワーク遮断等により、情報漏洩リスクから企業を守ることを目的としたセキュリティサービスを主要な事業としております。

サービス区分としましては、「セキュリティ監査・コンサルティングサービス」、「脆弱性診断サービス」、「情報漏洩IT対策サービス」の3つに分類されます。

また営業形態としては、当社営業担当による直販及び代理店（パートナー）経由の二つの形態に分かれ、顧客は大企業を中心とした民間企業や官公庁等になります。

なお、情報漏洩IT対策サービスのうちセキュリティ機器マネージドサービスにおいては、顧客に対してセキュリティ機器を販売しており、当該機器をメーカーから仕入れております。またセキュアメールサービスやマルウェア検知サービスにおいては、海外のセキュリティソフト会社からライセンスの提供を受けております。脆弱性診断サービスでは、スマートフォン向け脆弱性診断の一部を外注することがあります。



(1) セキュリティ監査・コンサルティングサービス

① セキュリティ監査

当社はクレジットカード業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI DSS（※2）の監査資格（QSA：Qualified Security Assessor）を法人として保有しており、クレジットカードデータを取り扱っている企業に対して、セキュリティ監査を実施しています。

また、企業がPCI DSS準拠監査を通過するために、実際の姿とあるべき姿に違いがある場合には、それが何であり（GAP分析）、どう対処するべきかといったコンサルティングサービスを提供しています。

② コンサルティングサービス

現状の情報セキュリティの分析から対策すべきポイントの抽出、社内体制や情報システムの改善施策とその実現まで、お客様のなすべき目標を明確にかかげ、企業の情報セキュリティ強化に向けた体制作りを、社内ルールおよび情報システム両方の視点から支援するコンサルティングサービスを提供しています。

(2) 脆弱性診断サービス

企業のWebサイト（いわゆるホームページやEC（電子商取引）サイトなどインターネット上に公開されているすべてのWebページ）に対し、当社のエンジニアが、外部からの侵入や、内容の書き換えが可能かどうか、擬似攻撃をかける事で、Webサイトの安全性を診断するサービスを提供しています。

この診断サービスは、健康診断と同じように幾つかのサービスメニューを用意し、複合的なアプローチによりWebサイトを診断した上で、脆弱性の抽出とその解決策を提案しています。

企業にとって、その脆弱性を排除することは運営上、欠かせないことです。本サービスを利用することで、悪意ある攻撃を受ける前に、自社を防御する上での問題点を特定することが可能です。

(3) 情報漏洩IT対策サービス

当社のサーバ群や独自に開発したソフトウェアなどを使用し、企業の情報漏洩対策（予防、監視、発見、遮断等）のためのサービスを提供しています。具体的には、以下の8つのサービスとなります。

① セキュリティ機器マネージドサービス

24時間365日体制でお客様の代わりに様々なセキュリティ機器を運用・監視するサービスであり、それらを総称して「マネージドサービス」と呼んでいます。その中心になるのがSOC（Security Operation Center）であり、SOCは地震やその他災害が発生した場合においても業務を継続できるインターネットデータセンターの中に設置されています。

② セキュアメールサービス

企業が安全かつ安心してメールをご利用いただけるように設計された様々な機能を搭載したクラウド型のサービスです。例えば、添付資料の自動暗号化、不正なメールを防止するフィルターの設置、悪性添付ファイルの自動停止など、企業ユースに特化したサービスを提供しております。クラウド型のため、利用者は大きな初期投資なくメールシステムを利用する事ができます。

③ マルウェア検知サービス

クラウド型のウイルス検知サービスです。マルウェアと呼ばれる悪性ウイルスのうち、未知のウイルスに対しては一般的なアンチウイルスソフトでは予防することができません。そのため当社では、未知のウイルスへの感染の可能性のあるファイルを一度仮想領域に展開し、コード自体を読みこんでウイルスに感染しているかどうかを判定するクラウド型のウイルス検知サービスを提供しています。このタイプの対策は、判定の専門性などの面で一般事業会社での内製化は困難であり、専門家でないと判定できない場合が多々あります。ここにクラウド型でのサービス提供のメリットがあり、当社のサービスは分析・報告までがセットになっている点が大きな特徴です。

④ 標的型メール攻撃訓練サービス（開封率調査）

顧客企業が「標的型メール攻撃（※3）」にどの程度耐性を持つのかを調査するサービスであります。具体的には当社が攻撃者になりすまし、悪性ウイルスを添付した偽のメールを送り、その会社で何人（何%）の社員が開封してしまうかを調べるサービスです。

⑤ ウイルス感染チェックサービス

マルウェア感染の有無を確認するサービスです。過去のプロキシサーバ（※4）のログ（通信結果が保存されたデータ）を解析することによりチェックする方法、ハッシュ（※5）解析と呼ばれる方法、上記で述べたマルウェア検知サービスを一定期間だけ提供する事で外部通信を調査し、感染をチェックする方法等、顧客の状況に合わせてチェックするサービスを提供しています。

⑥ SIEM（※6）構築及び運用支援サービス

ウイルスに感染した際、外部に送信される前にその動きを検知して漏洩を防ぐためのサービスです。これはファイアウォール（※7）やIPS（※8）などのネットワーク機器や、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベントログを一元的に保管して管理し、相関分析することにより、リアルタイムで不審なトラフィックを検知、感染端末を特定し、漏洩する前に遮断するというセキュリティポリシー監視とコンプライアンス支援を行うサービスです。

⑦ フォレンジック（※9）サービス（緊急駆けつけサービス）

万一企業が情報漏洩を起こしてしまった場合に、速やかにネットワークから該当端末やサーバを切り離して、それ以上情報が漏洩しないようにし、感染経路の特定（原因調査）および漏洩した情報の特定、影響範囲の特定等、企業が行うべき様々な漏洩対応に関するサポートを行うサービスです。

⑧ インターネット分離クラウドサービス

マルウェア対策の一環として、業務用システムとインターネットを利用するWeb閲覧やメール送受信を異なる環境に置き、業務用システムを悪意あるプログラムから守る「インターネット分離」をクラウド型で提供するサービスです。

- ※1 不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称。悪意あるソフトウェアをマルウェア (malware=malicious「悪意がある」とsoftware「ソフトウェア」を組み合わせた造語) と呼び、ウイルスもマルウェアに含まれる。
- ※2 Payment Card Industry Data Security Standardの略で、国際カードブランド5社 (American Express、Discover、JCB、Master Card、VISA) が共同で設立したPCI SSC (PCI Security Standards Council) により運用・管理されているカード情報セキュリティの国際統一基準の名称。
- ※3 特定のターゲットに絞ってメールなどでサイバー攻撃を仕掛ける「標的型攻撃」。その多くがメールを利用して行われるため「標的型メール攻撃」と呼ばれる。
- ※4 内部のネットワークとインターネットの境界で動作し、両者間のアクセスを代理して行うこと。プロキシとは「代理」という意味。ネットワーク内におけるインターネットの出入り口をプロキシサーバ経由に限定することで、通信内容を一括してプロキシサーバ側でチェックすることが可能。クライアントコンピュータは直接インターネットに繋がることがなく、不正アクセスや侵入行為を防ぐことができ、セキュリティ向上目的で用いられる。
- ※5 メッセージを特定するための暗号化技術。
- ※6 Security Information and Event Managementの略で、ファイアウォールやIPSなどのセキュリティ機器、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベント情報を一元的に保管して管理し、脅威となる事象を把握するテクノロジー。
- ※7 社内ネットワークとインターネットの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムなどのこと。
- ※8 Intrusion Prevention Systemの略で、サーバやネットワークの外部との通信を監視し、侵入の試みなど不正なアクセスを検知して攻撃を未然に防ぐシステムのこと。
- ※9 情報漏洩や不正アクセスなど、コンピュータが関わる犯罪が起きた際に、コンピュータ本体に記録された電子データを収集・分析して、証拠とするための技術のこと。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被 所有) 割合 (%)	関係内容
(親会社) SBIホールディングス 株式会社 (注) 1. 2	東京都港区	81,681,206	株式等の保有を 通じた企業グル ープの統括・運 営等	被所有 78.28 〔78.28〕	—
(その他の関係会社) SBIインキュベーショ ン株式会社	東京都港区	10,000	株式等の保有及 び取得	被所有 37.94	—
(その他の関係会社) SBI AXES株式会 社 (注) 2. 3	東京都渋谷区	802,667	電子マネーに関 する業務	被所有 27.90	当社サービスの販売先

(注) 1. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔内書〕は間接保有であります。

2. 有価証券報告書提出会社であります。

3. SBI AXES株式会社は、平成29年7月1日付で、商号をSBI FinTech Solutions株式会社へ変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
183 (39)	40.53	5.69	6,575,867

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第18期事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善が続き、緩やかな景気回復基調にあったと判断しております。しかしながら、北朝鮮と米国の対立構造の明確化や、米国トランプ政権の不安定さに起因する政治経済情勢についての不透明感が全く払拭できない状況にあると考えられます。

このような経済環境のもと、ITセキュリティ市場においては、依然として標的型メール攻撃や企業システムの脆弱性を突いて情報を窃取しようとする攻撃が後を絶たず、重要な経営課題としてあげられるようになってまいりました。また、クレジットカード業界ではPCI DSS準拠を経済産業省が今まで以上に強く勧めている背景もあり、2020年の東京オリンピックまでに日本のセキュリティを強化する動きは一段と活発になっております。

企業ニーズは、情報漏洩を起こさないためのトータルシステムや「CSIRT（Computer Security Incident Response Team、シーサート）」と呼ばれる緊急時対応組織の組成、「PCI DSS」への準拠など、従来のエンドポイントに代表される部分的な対策から、経営の観点からの対策へと明確に移ってきており、当社の営業活動もそのような訴求を強く推進してまいりました。また、案件の拡大や大型化に伴い業界全体で人材不足が顕在化しており、過去にない規模での採用に経費をかけてまいりました。

この結果、当事業年度の業績につきましては、上述しました背景をもとにコンサルティングサービスやセキュリティ監査が大きく伸び、売上高は3,067,424千円（前期比14.0%増）となりました。営業利益は、老朽化したメールサービスの刷新、新サービス展開のための原価増加や、上場準備や事業拡大に伴う従業員の増加による採用費用等の販売費及び一般管理費の増加がありましたが、178,045千円（前期比49.3%増）となりました。また、営業外費用として、リースや借入金の利息等を計上し、経常利益は152,082千円（前期比74.5%増）となりました。さらに、特別損失として固定資産除却損を計上した結果、当期純利益は145,928千円（前期比69.6%増）となりました。

第19期第3四半期累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調が続きました。先行きについては、海外経済の不確実性や米国の動向に留意する必要があるものの、引き続き緩やかに回復していくことが期待されています。

当社が属する情報セキュリティ業界は、ランサムウェアと呼ばれる身代金要求型のマルウェア事件が起きたり、教育機関からの情報漏洩があったりと、昨年引き続き情報窃取の攻撃とそれに伴う被害が後を絶たず、企業からの対策要請は拡大しました。また、クレジットカード業界のセキュリティ基準であるPCI DSSへの準拠性監査サービスについても、経済産業省が2018年（平成30年）3月を一つのターゲットにしていたこともあり、過去最高の受注件数となりました。

一方、案件数の増加に伴い人的リソース不足が顕在化し、今までにないペースで採用を推進し、同時に自動化、システム化も推進してまいりました。

この結果、売上高は2,519,133千円となりました。営業利益は、人員の増加に伴う人件費の発生等がありましたが、それらを吸収して185,426千円となりました。また、営業外費用として、リースや借入金の利息等を計上し、経常利益は163,397千円となりました。四半期純利益は161,527千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第18期事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末に比べ216,544千円増加し、267,927千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は399,708千円（前期比5.8%増）となりました。その主な内容は、減価償却費259,316千円や税引前当期純利益147,566千円の計上などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は164,363千円（前期は146,574千円の支出）となりました。その主な内容は、固定資産の取得による支出162,795千円があったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は19,940千円（前期は201,398千円の支出）となりました。その内容は、短期借入れによる収入100,000千円や長期借入れによる収入100,000千円があった一方で、ファイナン

ス・リース債務の返済による支出146,008千円や長期借入金の返済による支出47,263千円、短期借入金の返済による支出26,668千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を示すと、次のとおりであります。

サービス区分別の名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
セキュリティ監査・ コンサルティングサービス	583,542	139.3	155,807	100.0
脆弱性診断サービス	836,397	116.2	131,140	90.1
情報漏洩IT対策サービス	1,591,254	99.1	1,043,425	96.2
合計	3,011,194	109.7	1,330,374	95.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度及び第19期第3四半期累計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。

サービス区分別の名称	第18期事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) (単位：千円)	前年同期比（%）	第19期第3四半期累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日) (単位：千円)
セキュリティ監査・ コンサルティングサービス	583,608	160.1	586,962
脆弱性診断サービス	850,784	122.1	671,199
情報漏洩IT対策サービス	1,633,031	100.2	1,260,971
合計	3,067,424	114.0	2,519,133

(注) 1. 最近2事業年度及び第19期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

各販売先における販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は設立時に「便利で安全なネットワーク社会を創造する」というビジョンを掲げております。セキュリティと利便性は二律背反トレードオフであり、便利で安全に使うことができるものは非常に難しいですが、「便利でありながら安全を担保できるようなネットワーク社会の創造に貢献しよう」という決意を込めております。

(2) 経営戦略等

事業戦略の第一は、多様なサービスラインナップ※を提供することです。部分的な「PCへインストールするアンチウイルスソフト」、「WAF（Web Application Firewallの略で、外部ネットワークからの不正アクセスを防ぐためのファイアウォールの中でも、Webアプリケーションのやり取りを把握・管理することによって不正侵入を防御することができるファイアウォールのこと）などのセキュリティデバイスの導入」、「メール訓練による社員の意識向上」などはそのセキュリティ効果はゼロではありませんが、いずれも限定的であり、企業の取り組みとしては不十分であると言わざるをえません。一方で、多様なサービスラインナップを提供できるサービスベンダーは非常に数も少なく、しかも監査資格（当社はPCI DSSというセキュリティ監査資格を保有しています）を持った企業でのサービス提供はほとんどありません。監査資格を保有しつつ、多様なサービスラインナップを提供することが第一の戦略となります。

※多様なサービスラインナップとは、技術ソリューション（ITセキュリティ対策システム等）に加え、セキュリティに対する社員意識を向上させ、万一の時にはインターネットを切断する、という高度な経営判断ができるような「組織防衛体制」を顧客企業が構築できるためのサービスのことを指しております。

事業戦略の第二は、独立系※であることを生かしたサービス展開を図ることです。IT関連機器メーカー等の系列会社は系列の製品を使用する必要があり事業に制約を受けますが、当社は他社から制約を受けない独立系であることから、日々新しく出てくる米国企業などの新製品をどれも取り扱うことができます。今や、セキュリティサービスはメーカー系、総研系、SIer系などの大手資本が参入していますが、いずれも大企業をバックにした資本構成の中で、当社は稀有な存在であり、独立系を維持することが非常に重要な戦略であると考えています。

独立系である強みを前面に打ち出して、様々な顧客に対して、客観的なコンサルとその時点で最適と思われるサービスを提供していくことが第二の戦略となります。

※ITセキュリティサービスを提供する会社は、メーカー系、総研系、SIer系などの大手資本が参入した系列会社とそれ以外の会社に大きく分けられ、系列に属さない会社を独立系と呼んでおります。当社は、ファンド投資を受けた経緯からSBIホールディングス株式会社の子会社にはなっているものの、事業において制約を受けていないこと等から独立系のカテゴリーに属していると認識しております。

事業戦略の第三は、スキルを持った人員によるサービスを徹底することです。企業がITセキュリティ対策デバイス（機器・装置）の効果をきちんと得ようと思うと、しかるべきスキルを持ったエンジニアを配置し、24時間で監視・運用することが必要になります。しかしながら通常の企業では、そのような人員はもとより、そもそもIT人員が不足している状況です。そのような状況でデバイスを買っても、当初狙った効果を得ることはできないと考えられます。当社のスキルを持った人員がお客様に代わってデバイスを運用したり、サービスそのものをクラウド化して提供したりすることなどを徹底することが、当社の第三の戦略となります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の目標とする経営指標としては、収益性の向上に重点をおき、売上高営業利益率の向上を掲げております。

(4) 経営環境

ITセキュリティ市場においては、依然として標的型メール攻撃や企業システムの脆弱性を突いて情報を窃取しようとする攻撃があとを絶たず、情報セキュリティ対策が重要な経営課題としてあげられるようになってまいりました。また、クレジットカード業界ではPCI DSS準拠を経済産業省が今まで以上に強く勧めている背景もあり、2020年の東京オリンピックまでに日本のITセキュリティを強化しようとする動きは一段と活発になっております。

企業ニーズは、情報漏洩を起こさないためのトータルシステムや、「CSIRT」と呼ばれる緊急時対応組織の組成、「PCI DSS」への準拠など、従来のエンドポイントに代表される部分的な対策から、経営の観点からの全社的な対策へと明確に移ってきており、当社の営業活動もそのような訴求を強く推進してまいりました。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

昨今では、度重なる情報漏洩事故により、「安全はただでは無い」という認識が顧客企業において強くなってきたと言えます。しかし、そのような危機意識は未だ大企業の域に留まっており、今後は中小企業にもその意識が高まることが予想されます。そのような環境の中、当社では以下の点を課題ととらえ、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

①サービス品質の向上

当社が提供するサービスにおいて障害等が発生した場合には、当社のレピュテーションが低下し、受注活動を鈍化させるとともに、既存顧客の解約リスクも発生します。マネージドサービスにおけるサービス提供開始前の検証実施の強化徹底、脆弱性診断サービスにおける担当者以外の技術者による複数回によるチェックなど、障害等が発生しないための体制構築を今後も継続してまいります。

②新サービスの開発

情報セキュリティに対する脅威は日進月歩の状況です。今日の対策が将来の対策になり得ない、と言っても過言ではなく、関連して顧客のニーズも多様化してきております。顧客がセキュリティサービスを手軽に利用できるクラウドモデルでの提供や、新たな脅威に対するサービスの開発等に努め、情報セキュリティサービス市場における差別化を進めてまいります。また、ITセキュリティ強化に対応したサービスの提供も必要であり、既に取り組んでいるデジタルフォレンジックやPCI DSS準拠支援サービス等のコンサルティングサービスにもより一層、注力してまいります。

③ストック型サービスにおける契約解除防止

当社が展開する継続サービスにおける顧客の契約解除は、当社の安定的な業績基盤を失い、業績変動に対する影響を増加させるものであるため、その対処として、定期訪問による顧客満足度の調査や新サービスの案内、顧客キーマンとのコミュニケーション強化等、組織をあげての既存顧客フォロー体制を構築し、解約リスクの早期察知と防止を図ってまいります。

④人材の確保と育成

当社のサービスを安定的に継続提供し、更に進化させていくにあたり、人材の確保と育成は重要であります。当社は、積極的な採用活動を行うとともに、社内人材に対して、組織全体でフォローアップできる体制を整備することで、全体のレベルアップを図ってまいります。

⑤ガバナンスに関する課題

当社では、今後内部統制システムの整備を推し進めることにより、企業価値の向上を目指した経営の透明性、健全性及び遵法性の確保、コンプライアンス体制の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示を通じて、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する役員及び従業員の意識を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

(6) 中期的な事業経営戦略

当社といたしましては、セキュリティ対策が経営における重要事項であるという認識が広がっている現状を鑑み、今後3年間は新規サービスの開発とそれに伴う顧客の開拓に取り組んでいく予定であり、それに必要な人材の確保がまず何よりも重要な経営戦略となります。人材の確保を進めるとともに、以下のサービスの開発をすすめ、より多くの顧客のニーズに応えてまいります。

- ①AI搭載の各種サービス開発（脆弱性診断やマルウェア・SPAMメール検知サービス）
- ②PCI DSS準拠支援及び監査サービスのアジアでの展開
- ③セキュリティ教育サービスの本格展開
- ④ラボ設立によるフォレンジックサービスの強化

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 低価格化の進展

セキュリティ市場の販売価格は、ここ数年間で低下しております。競合他社との兼ね合いや顧客要請によるものであり、技術者の生産性の向上やクラウドサービス化を推進して技術者に依存しないサービスの開発等、低価格でも利益の確保が可能な対応を進めております。しかし、それらの対応が奏功せず、採算の確保が出来なかった場合には、今後の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新への対応に関するリスク

情報を窃取するための攻撃は日々新しい技術により考え出され、セキュリティ業界ではそれらへの対策としての防御サービスを絶えず考え実行しております。昨今では、標的型メール攻撃と呼ばれる攻撃手法やランサムウェアなどが出現してきましたが、それらの防御の為に新しいサービスを都度考案したり、最新技術を当社のサービスに取り入れることが、より良い品質提供には必要不可欠となっております。もし、それらの最新技術への対応が遅れ、他社に大きく先行された場合には、当社の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 当社が提供する製品のバグや欠陥の発生によるリスク

当社が提供するセキュリティ機器マネージドサービスやセキュアメールサービスにおいて利用しているプラットフォームは、海外製品を利用しております。予め十分な検証やテストを実施した後サービス提供を行っておりますが、サービス提供開始後に重大なバグや欠陥が発生する可能性も有り、そのバグや欠陥が原因で顧客のサービスに著しい損害を与えた場合、契約解除に伴う売上の減少等により当社の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 人材の確保・育成に関するリスク

当社のサービスは技術者の役務提供サービスによって行われており、今後の企業成長には人材の確保・育成が不可欠の要素となっております。当社では、中途採用を中心に即戦力として活用できる技術経験者を採用し、OJTによる実践を通じて社員の育成に注力しておりますが、業界ではITエンジニアが不足しており、中でもセキュリティのノウハウを持ったエンジニアのニーズは高く、その確保は容易ではありません。もし十分な人材の確保・育成ができない場合には今後の事業計画、とりわけ中期計画に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の流出に関するリスク

当社技術者のノウハウは経営の重要資源であります。従って、技術者の流出はサービス継続のリスクであります。日々のコミュニケーション強化の一層の充実に加えて、業績連動型の一時金支給、個人目標の達成度合いを考慮した年俸改定等、競業他社との比較で遜色のない処遇を設計しておりますが、人材が流出した場合には事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 当社情報セキュリティに関するリスク

当社のサービスでは顧客の重要な情報を入手します。これらの顧客情報の漏洩は事業展開において大きなリスクであります。社内教育の実践、各種データのアクセス権限による制約、書面情報の施錠管理、オフィスの入退室管理等、対策を講じて実践しておりますが、顧客情報の漏洩が発生した場合、事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替相場の変動について

セキュアメールサービスにおいては、Proofpoint, Inc. からのライセンス利用契約によりサービス提供をしております。円安が極度に進行すると、当該事業の費用が高騰します。為替相場の変動は、当社の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) セキュリティ事業に特化していることによる影響について

当社は、セキュリティ事業に特化したサービス提供をしております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、セキュリティ事業の需要が低迷した場合には、当社の経営成績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(9) 天災、災害、テロ活動などの発生や停電による影響

地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動などの予期せぬ事態により、当社の業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルやデータセンターの事情によって電力供給が十分に得られなかった場合、当社の事業活動とサービスの提供が停止し、当社の経営成績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(10) グループ会社との関係について

当社の親会社はSBIホールディングス株式会社（以下、親会社といいます。）であり、当社は連結子会社として親会社グループに属しております。

なお、当社と親会社グループとの関係は以下のとおりであります。

①資本関係について

親会社は、本書提出日現在において当社の議決権の78.28%を間接保有しており、当社に対する大株主としての一定の権利を有しております。このことから、親会社は議決権行使等により当社の経営等に影響を及ぼし得る立場にあり、同社の利益は他の株主の利益と一致しない可能性があります。なお、SBIインキュベーション株式会社は企業投資を目的とする会社であり、同社の今後の当社株式の保有方針及び処分方針によっては、当社株式の流動性や市場価格等に影響を及ぼす可能性があります。また、株式市場での売却ではなく、特定の相手先への譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を与える可能性があります。

②取引関係について

親会社グループとの取引については、セキュリティサービスの売上高は44,330千円（平成29年6月期売上高の1.45%）、その他経費精算システムの利用等の取引が発生しておりますが、取引条件については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

③親会社からの独立性の確保について

当社の経営判断及び事業展開にあたっては、親会社の指示や事前承認に基づいてこれを行うのではなく、社外取締役1名を含む取締役会を中心とした当社経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

(11) 配当政策について

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としておりますが、通期業績、財政状態及びその他の状況の変化によっては、配当政策に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 四半期末月の業績偏重傾向について

当社の収益は、顧客のシステム投資等も含めた月ごとの予算配分等に影響を受けており、各四半期の末月である9月、12月、3月、6月に偏る傾向にあります。中でも、特に顧客の決算月が集中する3月及び当社の決算月である6月に偏重する傾向があります。

当社では繁忙期の業務量を勘案して労働力を確保しているため、需要が低調な時期には、一定の固定費が見込まれる中で売上が低水準となり、一時的に損益が悪化する可能性があります。また、当社の決算月である6月に計上を予定していた売上が検収遅延等の理由により月ズレした場合等には、当社の経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(13) 調達資金の使途について

当社が計画している公募増資による調達資金については、①人材の採用・育成等に係る採用・教育費、及び人件費、②業務効率化のためのシステム開発等の費用に充当する予定であります。しかしながら、当社が属するセキュリティサービス市場においては、業界としてエンジニアが不足しており、人材の採用が難しい等の理由で計画の変更を迫られた場合、システム開発が計画通りに進まなかった場合には、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。

また、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性があります。

(14) ストックオプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、監査役、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を用いたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は144,000株であり、発行済株式数3,455,730株の4.17%に相当しております。

(15) 繰越欠損金の解消による影響等について

当事業年度末現在において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合や税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社が技術提供を受けている契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
Lastline, Inc.	米国	米国Lastline社製 OnPremiseソフトウェア	平成25年9月30日	ソフトウェアのレンタル契約	平成25年9月30日から 平成29年3月31日まで 以後1年毎の自動延長
Proofpoint, Inc.	米国	Sendmail, Inc. Reseller Agreement	平成17年6月22日	販売代理店契約	平成17年6月22日から 平成18年6月21日まで 以後1年毎の自動延長
Proofpoint, Inc.	米国	Sendmail, Inc. Sendmail Product(s) And Service Order Form	平成17年7月11日	ソフトウェアのライセンス 利用契約	平成17年7月11日から 平成18年7月10日まで 以後1年毎の自動延長

(2) 当社が技術援助等を与えている契約

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき、作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しているとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第18期事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

(資産)

当事業年度末における流動資産は802,958千円となり、前事業年度末に比べ297,417千円増加いたしました。その主な内容は、現金及び預金が216,544千円、売掛金が52,138千円増加したことなどによるものであります。現金及び預金の増加要因は、長期借入れによる収入100,000千円、税引前当期純利益の増加60,432千円、短期借入金の返済による支出の減少46,664千円などによるものであります。

固定資産は691,126千円となり、前事業年度末に比べ73,018千円増加いたしました。その主な内容は、リース資産が83,436千円増加した一方で、工具、器具及び備品が24,080千円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は1,494,084千円となり、前事業年度末に比べ370,436千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は856,216千円となり、前事業年度末に比べ129,972千円増加いたしました。その主な内容は、短期借入金が73,332千円、前受収益が41,207千円増加したことなどによるものであります。

固定負債は416,575千円となり、前事業年度末に比べ94,535千円増加いたしました。その主な内容は、リース債務が76,419千円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は1,272,791千円となり、前事業年度末に比べ224,508千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は221,292千円となり、前事業年度末に比べ145,928千円増加いたしました。その内容は、当期純利益が145,928千円発生したことによる利益剰余金の増加であります。

この結果、自己資本比率は14.8% (前事業年度末は6.7%) となりました。

第19期第3四半期累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は918,371千円となり、前事業年度末に比べ115,413千円増加いたしました。その主な内容は、受取手形及び売掛金が100,889千円、前払費用が22,794千円増加したことなどによるものであります。受取手形及び売掛金の増加要因は、PCI DSSへの準拠性監査サービスの受注件数が過去最高となったことや資金繰りが改善し、受取手形を割り引かなくなったことにより増加しました。

固定資産は679,924千円となり、前事業年度末に比べ11,202千円減少いたしました。その内容は、投資その他の資産が28,318千円増加した一方で、無形固定資産が22,971千円、有形固定資産が16,549千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は1,598,295千円となり、前事業年度末に比べ104,211千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は782,355千円となり、前事業年度末に比べ73,860千円減少いたしました。その主な内容は、1年内返済予定の長期借入金が18,472千円、未払費用が17,763千円増加した一方で、短期借入金が100,000千円減少したことなどによるものであります。

固定負債は433,120千円となり、前事業年度末に比べ16,544千円増加いたしました。その主な内容は、リース債務が41,514千円減少した一方で、長期借入金が58,196千円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は1,215,475千円となり、前事業年度末に比べ57,316千円減少いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は382,820千円となり、前事業年度末に比べ161,527千円増加いたしました。その内容は、四半期純利益161,527千円が発生したことによる利益剰余金の増加であります。

この結果、自己資本比率は24.0% (前事業年度末は14.8%) となりました。

(3) 経営成績の分析

第18期事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は3,067,424千円となり、前事業年度と比較して376,485千円の増加となりました。これは主に、コンサルティングサービスやセキュリティ監査サービスが大きく伸びたことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は2,321,945千円となり、前事業年度と比較して312,510千円の増加となりました。これは主に、老朽化したメールサービスの刷新および新サービスの展開によるものであります。

この結果、売上総利益は745,478千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は567,433千円となり、前事業年度と比較して5,192千円の増加となりました。これは主に、上場準備や事業拡大に伴う従業員の増加による採用費用等によるものであります。

この結果、営業利益は178,045千円（前期比49.3%増）となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外費用は26,189千円となり、前事業年度と比較して6,157千円の減少となりました。これは主に、リースや借入金の利息の減少によるものであります。

この結果、経常利益は152,082千円（前期比74.5%増）となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別損益につきましては、複合機の入替えやデータセンター内のラックの廃棄により固定資産除却損4,516千円が発生しました。法人税、住民税及び事業税1,638千円を計上しております。

この結果、当期純利益は145,928千円（前期比69.6%増）となりました。

第19期第3四半期累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は2,519,133千円となりました。これは主に、インターネット取引に代表される非対面加盟店のPCI DSS準拠期限が2018年（平成30年）3月であったこともあり、過去最高の件数をこなしたことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は1,905,544千円となりました。これは主に、老朽化したメールサービスの刷新および新サービスの展開によるものであります。

この結果、売上総利益は613,588千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は428,161千円となりました。これは主に、上場準備や事業拡大に伴う従業員の増加による採用費用等によるものであります。

この結果、営業利益は185,426千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外費用は22,298千円となりました。これは主に、リースや借入金の利息等によるものであります。

この結果、経常利益は163,397千円となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別損益につきましては、該当事項はございません。法人税、住民税及び事業税1,869千円を計上しております。

この結果、四半期純利益は161,527千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております各種課題に対応していくことが重要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、市場動向をはじめとした外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を推進していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第18期事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

当事業年度における設備投資の総額は343,344千円となりました。その主なものは、サーバ7,717千円、AAMS（Anti-Abuse Mail Serviceの略で、当社が提供するセキュリティにフォーカスしたセキュアメールサービスの呼称）ストレージサーバ112,966千円、インターネット分離クラウドサービス34,667千円、業務ポータル40,909千円などであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第19期第3四半期累計期間（自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資の総額は160,596千円となりました。その主なものは、AAMS-MP検査の専用機増設20,766千円、セキュリティ基盤検証環境に関する開発20,209千円、PCIポータル開発11,767千円、CPE（Cracker Probing-Eyesの略で、ツール診断サービスの呼称）のAI開発9,300千円、韓国支店の移転に伴う工事8,051千円などであります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	本社機能、 セキュリティ サービス設備	—	42,049	48,232	102,541	192,824	94 (11)
オペレーションセンター (東京都内)	セキュリティ サービス設備	3,101	25,330	295,828	95,860	420,120	50 (18)

(注) 1. 従業員数の()は、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）を外書しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本社及びオペレーションセンターの建物は賃借しており、年間賃料は149,070千円であります。

4. 当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年7月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	ERPパッケージ導 入	34,800	—	自己資金及びリー ス	平成30. 4	平成30. 12	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
オペレーションセンター (東京都内)	メールサービス (MX、Proxy) リ ブレース	292,548	—	自己資金及びリー ス	平成30. 4	平成30. 8	(注) 3

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	13,400,000
計	13,400,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,455,730	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,455,730	—	—

(注) 平成30年7月3日開催の臨時株主総会決議により、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第8回新株予約権（平成18年9月19日定時取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数（個）	17,670（注）1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	176,700（注）1、5	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2、5	—
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月25日 至 平成29年9月19日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡はできないものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は10株であります。ただし、当社が株式分割または併合を行う場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

- 2 各新株予約権1個当たりの払込価額は、1株当たりの新株発行価額に各新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの新株発行価額 400円

当社が株式分割または併合を行う場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後新株発行価額} = \text{調整前新株発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\left[\text{調整後新株発行価額} \right] = \left[\text{調整前新株発行価額} \right] \times \frac{\left[\text{既発行株式数} \right] + \frac{\left[\text{新規発行株式数} \right] \times \left[\text{1株当たり払込金} \right]}{\left(\text{1株当たりの時価} \right)}}{\left[\text{既発行株式数} \right] + \left[\text{新規発行による増加株式数} \right]}$$

3 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は当社の株式公開の日または新株予約権の権利行使期間で定めた権利行使可能日の遅い方の日（以下、「行使可能日」という。）より、2年間は割当を受けた新株予約権の50%、行使可能日より2年間を経過した日の翌日より1年間は割当を受けた新株予約権の75%を超える新株予約権の行使ができないものとする。
- ②新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。
- ③新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。
- ④その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

4 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他の取得事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

- 5 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②第9回新株予約権（平成18年9月19日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成30年7月31日）
新株予約権の数（個）	800（注）1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,000（注）1、5	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2、5	—
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月22日 至 平成29年9月19日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡はできないものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は10株であります。ただし、当社が株式分割または併合を行う場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

2 各新株予約権1個当たりの払込価額は、1株当たりの新株発行価額に各新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの新株発行価額 400円

当社が株式分割または併合を行う場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後新株発行価額} = \text{調整前新株発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\left[\text{調整後新株発行価額} \right] = \left[\text{調整前新株発行価額} \right] \times \frac{\left[\text{既発行株式数} \right] + \frac{\left[\text{新規発行株式数} \right] \times \left[\text{1株当たり払込金} \right]}{\left(\text{1株当たりの時価} \right)}}{\left[\text{既発行株式数} \right] + \left[\text{新規発行による増加株式数} \right]}$$

3 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は当社の株式公開の日または新株予約権の権利行使期間で定めた権利行使可能日の遅い方の日（以下、「行使可能日」という。）より、2年間は割当を受けた新株予約権の50%、行使可能日より2年間を経過した日の翌日より1年間は割当を受けた新株予約権の75%を超える新株予約権の行使ができないものとする。

- ②新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。
- ③新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。
- ④その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- 4 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他の取得事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- 5 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③第11回新株予約権（平成18年9月19日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数（個）	2,020（注）1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,200（注）1、5	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2、5	—
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月7日 至 平成29年9月19日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡はできないものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は10株であります。ただし、当社が株式分割または併合を行う場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

- 2 各新株予約権1個当たりの払込価額は、1株当たりの新株発行価額に各新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの新株発行価額 400円

当社が株式分割または併合を行う場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後新株発行価額} = \text{調整前新株発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\left[\text{調整後新株発行価額} \right] = \left[\text{調整前新株発行価額} \right] \times \frac{\left[\text{既発行株式数} \right] + \frac{\left[\text{新規発行株式数} \right] \times \left[\text{1株当たり払込金} \right]}{\left(\text{1株当たりの時価} \right)}}{\left[\text{既発行株式数} \right] + \left[\text{新規発行による増加株式数} \right]}$$

3 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権は当社の株式公開の日または新株予約権の権利行使期間で定めた権利行使可能日の遅い方の日（以下、「行使可能日」という。）より、2年間は割当を受けた新株予約権の50%、行使可能日より2年間を経過した日の翌日より1年間は割当を受けた新株予約権の75%を超える新株予約権の行使ができないものとする。
- ②新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。
- ③新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。
- ④その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

4 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他の取得事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

5 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④第12回新株予約権（平成28年3月31日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数（個）	15,400（注）1	14,400（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	154,000（注）1、5	144,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	800（注）2、5	800（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月15日 至 平成38年3月31日	自 平成30年4月15日 至 平成38年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 800 資本組入額 400（注）5	発行価格 800 資本組入額 400（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は10株であります。ただし、当社が株式分割または併合を行う場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、付与株式数のうち、未行使の新株予約権の目的たる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前新株発行株式数} \times \text{調整前新株発行価額}}{\text{調整後新株発行価額}}$$

2 各新株予約権1個当たりの払込価額は、1株当たりの新株発行価額に各新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの新株発行価額 800円

当社が株式分割または併合を行う場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後新株発行価額} = \text{調整前新株発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込価額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、新株発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\left[\text{調整後新株発行価額} \right] = \left[\text{調整前新株発行価額} \right] \times \frac{\left[\text{既発行株式数} \right] + \frac{\left[\text{新規発行株式数} \right] \times \left[\text{1株当たり払込金} \right]}{\left(\text{1株当たりの時価} \right)}}{\left[\text{既発行株式数} \right] + \left[\text{新規発行による増加株式数} \right]}$$

3 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は当社の株式公開の日または新株予約権の権利行使期間で定めた権利行使可能日の遅い方の日（以下、「行使可能日」という。）より、2年間は割当を受けた新株予約権の50%、行使可能日より2年間を経過した日の翌日より1年間は割当を受けた新株予約権の75%を超える新株予約権の行使ができないものとする。

- ②新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。
- ③新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。
- ④その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- 4 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③その他の取得事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- 5 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成26年6月18日 (注) 1	52,500,000	345,573,055	183,750	530,250	183,750	722,865
平成26年11月25日 (注) 2	—	345,573,055	△430,250	100,000	△722,865	—
平成28年10月28日 (注) 3	△342,117,325	3,455,730	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 S B I A X E S (株)、システムプラザ(株)、他4社
52,500,000株
発行価格 7円
資本組入額 3.5円

2. 平成26年9月26日開催の第15期定時株主総会決議により、平成26年11月25日付で資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振替えた後、欠損の填補を行っております。
この結果、資本金が430,250千円減少(減資割合81.1%)し、資本準備金が722,865千円減少しております。
3. 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	13	—	1	15	29	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	19,912	—	9,640	5,001	34,553	430
所有株式数の割合(%)	—	—	—	57.62	—	27.90	14.47	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,455,300	34,553	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 430	—	—
発行済株式総数	3,455,730	—	—
総株主の議決権	—	34,553	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第12回新株予約権 (平成28年4月14日取締役会決議)

決議年月日	平成28年4月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役6
	当社従業員110
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職による権利の喪失、従業員の取締役就任により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役6名、当社監査役1名、当社従業員97名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。当社は成長過程にあり、財務体質の強化を優先していることから、配当を実施しておりません。なお、今後の配当実施の可能性及び実施時期については、未定であります。

当社が配当を実施する場合、期末配当及び中間配当として年2回行う方針であります。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応えるサービスの提供を一層強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当について、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 11名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		持塚 朗	昭和36年4月15日	昭和60年4月 コンピューターサービス㈱ (現SCSK㈱) 入社 平成7年6月 CSKネットワークシステム ズ㈱ (現SCSK㈱) 取締役流通サービス営業部長 平成9年4月 同社 取締役NS営業部長 平成11年6月 同社 代表取締役社長 平成14年4月 ㈱CSK (現SCSK㈱) 顧 問 平成14年7月 ㈱インターネット総合研究所 入社 顧問 平成14年9月 同社 代表取締役最高執行責 任者 平成15年12月 ㈱インターネットシーアンド オー (現当社) 代表取締役社 長 平成16年6月 ㈱ブロードバンド・エクステ ンジ (現当社) 取締役 平成16年10月 当社 代表取締役社長 (現 任)	(注) 3	396,154
取締役	技術担当	安藤 一憲	昭和42年1月22日	平成8年10月 ㈱アイアイジェイメディアコ ミュニケーションズ技術部入 社 平成9年8月 ㈱インターネットイニシアテ ィブ技術本部メディア技術部 (兼務) 平成10年10月 同社よりWIDEプロジェク トへ参画 平成11年7月 トランスコスモス㈱入社 技術本部技術課副課長 平成12年10月 ㈱ウェザーニューズ入社 コンテンツシステム開発事業 本部部長 平成16年2月 ㈱インターネットシーアンド オー (現当社) 入社 運用技術部課長 平成18年1月 当社 電子メール技術事業部 長 平成26年9月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	10,000
取締役	管理本部長	荒川 嗣司	昭和38年8月10日	昭和62年4月 共同VAN㈱ (現SCSK ㈱) 入社 平成15年2月 ㈱インターネット総合研究所 入社 平成16年5月 ㈱IRIコミュニケーション ズ (現当社) 入社 取締役営 業部長 平成18年9月 当社 取締役退任 平成21年3月 当社 大阪支店長 平成27年7月 当社 西日本営業本部長 平成28年3月 当社 取締役営業本部長 平成29年9月 当社 取締役管理本部長 (現 任)	(注) 3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	セキュリティサービス本部長	田仲 克己	昭和41年5月3日	平成元年4月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 平成13年4月 新光証券(株)入社 営業企画部長 平成16年4月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 平成18年4月 当社 SQAT事業部長 平成25年11月 当社 MS事業部副部長 平成26年12月 当社 営業本部長 平成27年9月 当社 セキュリティエンジニアリングサービス本部長 平成28年3月 当社 取締役セキュリティサービス本部長 (現任)	(注) 3	3,000
取締役	セキュリティコンサルティングサービス本部長	雲野 康成	昭和38年8月20日	昭和62年4月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 平成13年9月 (株)インターネット総合研究所入社 平成16年10月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 平成22年6月 当社 PCI推進室長 平成27年7月 当社 セキュリティコンサルティングサービス本部長 平成27年11月 当社 セキュリティコンサルティングサービス本部長 兼 韓国支店長 平成28年3月 当社 取締役セキュリティコンサルティングサービス本部長 (現任)	(注) 3	1,000
取締役	営業本部長	宮崎 仁	昭和42年3月12日	平成2年4月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 平成16年7月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 平成16年10月 当社 大阪支店長 平成25年11月 当社 セキュリティサービス本部長 平成28年4月 当社 名古屋支店長 平成29年6月 当社 営業本部 東日本営業部長 (現任) 平成29年9月 当社 取締役営業本部長 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1		田中 喜一	昭和22年6月29日	昭和45年4月 日本オリベッティ(株)入社 昭和63年8月 (株)CSK (現SCSK(株)) 入社 平成3年12月 日本レジホンシステムズ(株) 取締役 平成14年6月 CSKネットワークシステムズ(株) (現SCSK(株)) 常務 取締役 平成16年2月 (株)CSIソリューションズ 代表取締役専務 平成19年4月 同社 代表取締役社長 平成24年6月 大津コンピュータ(株) (現サー ビス&セキュリティ(株)) 顧 問 平成25年11月 同社 取締役副社長 平成25年11月 (株)日本情報プランニング (現 サービス&セキュリティ(株)) 代表取締役社長 平成26年11月 大津コンピュータ(株) (現サー ビス&セキュリティ(株)) 取 締役 平成28年3月 当社 取締役 (現任) 平成28年12月 サービス&セキュリティ(株) 取締役副社長 平成29年7月 同社 顧問 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役		松浦 守男	昭和31年7月19日	昭和54年4月 シャープ(株)入社 平成5年4月 日本システムハウス(株) (現(株) ティエスエスリンク) 入社 平成15年4月 同社 セキュリティ営業部長 平成16年1月 同社 ネットワークDivision 営業部長 平成18年4月 同社 診断ストレージ事業部 長 平成24年2月 当社入社 平成29年9月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		平田 裕司	昭和25年4月29日	昭和49年9月 (株)カインドウエア入社 平成13年6月 (株)インターネットシーアンド オー (現当社) 入社 平成17年4月 当社 管理部所属 (総務・人 事担当責任者) 平成21年9月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2		福山 将史	昭和49年9月24日	平成10年4月 監査法人トーマツ (現有限責 任監査法人トーマツ) 入所 平成18年1月 福山公認会計士事務所 所長 (現任) 平成20年6月 (株)ルーキー 代表取締役 (現 任) 平成22年5月 (株)セイムボート 代表取締役 (現任) 平成26年4月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2		升永 英俊	昭和17年7月12日	昭和40年4月 ㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 昭和46年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和48年6月 第一東京弁護士会登録 西村・小松・友常法律事務所 入所 アソシエイト 昭和53年4月 同所 パートナー 昭和56年6月 米国首都ワシントンD. C. 弁護士登録 昭和59年10月 ニューヨーク州弁護士登録 昭和60年4月 升永・永島・橋本法律事務所 開設 パートナー 平成3年4月 東京永和法律事務所開設 パ ートナー 平成20年7月 TMI 総合法律事務所入所 パートナー（現任） 平成28年3月 当社 監査役（現任）	(注) 4	—
計						410,158

- (注) 1. 取締役田中喜一は、社外取締役であります。
2. 監査役福山将史及び升永英俊は、社外監査役であります。
3. 平成30年7月3日の臨時株主総会終結の時から、平成31年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年7月3日の臨時株主総会終結の時から、平成34年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、株主や他の利害関係者から評価いただける企業価値の向上に貢献するとともに、健全で効率的な会社業務の遂行に努め、企業品質の向上を図っております。

この目的の達成に向けて、コーポレート・ガバナンスの体制を強化し、有効的に機能させることが不可欠であると考え、より一層の充実を図っていく所存であります。

①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ. 企業統治の体制の概要及びその理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、内部監査室を設け適時に連携を図ることにより企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、業務執行の状況の監視・監督を行っております。

b. 監査役会

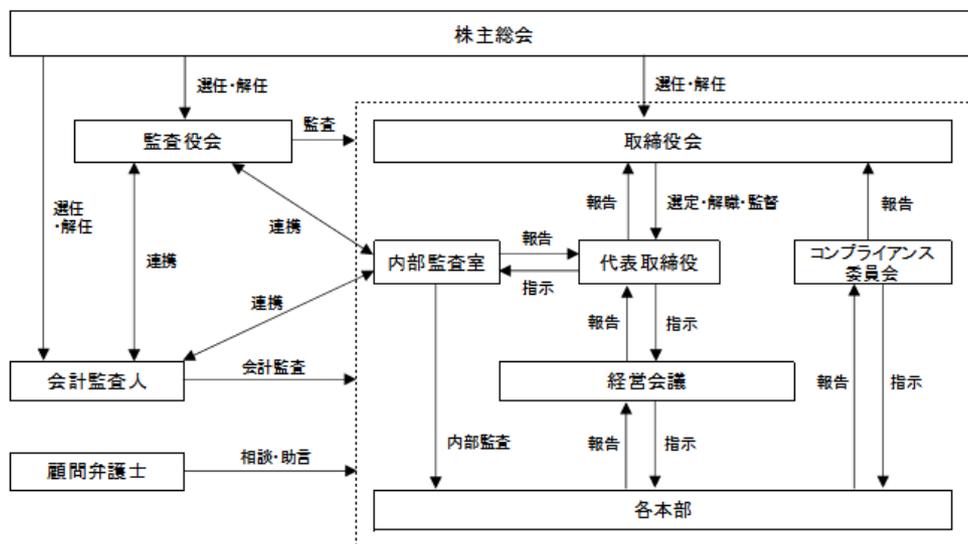
当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役会は原則月1回開催されており、各取締役の業務の執行状況を含む日常活動の監査を行っております。監査役は取締役会や経営会議に出席し、取締役の職務遂行を監視するとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役の業務遂行状況について確認ができる体制となっております。

c. 経営会議

経営会議は、本部長以上の管理職、取締役及び監査役で構成されており、原則月2回開催し、必要に応じて取締役会の付議事項を事前に審議し、また取締役会の決議事項以外に関する経営上の重要な業務執行方針及び経営全般にわたる重要事項を決議しております。

ロ. 会社の機関・内部統制の関係

当社の機関・内部統制の体制の概要は以下のとおりであります。



ハ、会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムの体制構築に関しましては、方針を取締役会で決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しかつ業務の適正を確保するための体制として整備しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役管理本部長をコンプライアンスに関する統括責任者に任命するとともに、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人等が、当社の企業理念に則り、法令・定款を遵守することを周知・徹底する。
- ・コンプライアンス活動においては、コンプライアンス委員会が統括し、関連する社内規程の整備と見直し、コンプライアンス違反が発生した場合の対応及び取締役及び使用人等への法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。
- ・研修等必要な諸活動はコンプライアンス委員会が統括し、他部門の協力を得て定期的に行う。
- ・統括責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役会に報告する。
- ・業務執行部門から独立し、代表取締役社長に直結した内部監査室が、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人等が直接情報提供できるように、内部通報窓口を設置する。

b. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管・管理を行う。
- ・機密情報の保護については「文書管理規程」及び当社のISOP活動において定めている各種セキュリティに関する規程に準拠し、適切に保存管理を行う。

(注) ISOPとは、当社造語であり、個人情報保護マネジメントシステム (Pマーク) 及びISOマネジメントシステムを意味します。ISOP体制は、代表取締役社長をISOP統括責任者とした直轄組織である情報セキュリティ委員会から構成されています。情報セキュリティ委員会は取締役管理本部長をISOP管理責任者に、各本部長をISOP部門責任者とした体制で、日々のインシデント報告や是正処置などの改善提案および報告がなされる会議で運営されています。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・管理本部にてリスク管理全体を統括する。
- ・具体的リスクが発生した場合には管理本部が対応するが、代表取締役社長が全社をあげた対応が必要と判断した場合には、代表取締役社長を統括責任者とする緊急事態対策本部を設置するものとする。
- ・リスク管理活動においては、管理本部が統括し、関連する社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

d. 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ・中期経営計画及び年度予算等に基づいた各部門が実施すべき具体的施策を決定し、業務執行状況を取締役会及び経営会議等において報告させる。

e. 財務報告の信頼性を確保する体制

- ・財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価、維持改善を行う。
- ・各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くべきことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、代表取締役社長は監査役と協議の上、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。また、必要に応じて当該使用人を置いた場合には、使用人は監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、また、その人事に係る事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べるができる。
- ・ 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
- ・ 取締役及び使用人等は、業務遂行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- ・ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役に報告するものとする。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役請求等に従い円滑に行うものとする。

i. その他監査役職務の執行が実効的に行われる事を確保するための体制
 ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
 ・ 監査役は、管理本部及び内部監査室と関係を密にして、財務報告に係る内部統制について連携を図るものとする。
 ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

j. 反社会的勢力の排除に向けた体制
 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じないことを基本方針とし、その実効性を確保するため反社会的勢力対策規程を整備・周知するとともに、所轄警察署及び顧問弁護士等と緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

二. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は内部監査室の担当者1名が、内部監査規程に基づき、各部門の業務活動全般に対して、適正な業務の遂行、業務上の過誤による不測事態の発生の予防、業務の改善と経営効率の向上等について監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人との連携・調整を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役は監査役会で定めた職務の分担に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への参加や業務、財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。また、監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果等について説明、報告を受けております。

ホ. 会計監査の状況

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、年間監査計画に基づき、当社の監査を行っております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	監査業務補助者の構成	所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員 竹野 俊成 指定有限責任社員・業務執行社員 月本 洋一	公認会計士等11名 その他16名	EY新日本有限責任監査法人

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

(注) 継続監査年数は、全員7年を超えておりませんので記載しておりません。

ヘ. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけており、社外取締役及び社外監査役を選任し、独立した立場から監督及び監査を十分に行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役田中喜一は、事業会社の取締役を務めた経験を有しており、豊富な知見から財務戦略をはじめとした会社経営に関する助言・提言を期待し、社外取締役として選任しております。社外監査役福山将史は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。社外監査役升永英俊は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役のいずれとも当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割に関しては、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能、社外監査役による独立した立場からの監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制となっております。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準、又は方針として特段の定めはありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

社外監査役は、常勤監査役から内部監査担当者及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて内部監査、会計監査人との相互連携を図るとともに、管理部門との連携を密にして経営情報を入手しているとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図っていくこととしております。

②リスク管理体制の整備の状況

当社では、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス規程を制定し、これに従い全経営幹部が法令等を遵守し高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

また、情報セキュリティに関する対応といたしましては、情報セキュリティ基本方針を制定、個人情報保護に関しましては、個人情報保護方針及び関連する諸規程を制定し、社員教育や有効性の評価を含めた運用を実施しております。

更に、反社会的勢力との関わりもリスクとしてとらえ、反社会的勢力の排除に関する規程を制定し、規程に基づく反社会的勢力排除対策マニュアルを策定し、反社会的勢力との一切の取引をしない、また利用しないことを徹底しております。

③役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	52,067	52,067	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	9,346	9,346	—	—	—	2
社外取締役	2,400	2,400	—	—	—	1
社外監査役	9,000	9,000	—	—	—	2

ロ. 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりです。

- a. 取締役の報酬は、株主総会において承認された取締役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を役位に対応して取締役会で決定する。なお、使用人兼務取締役については、役員報酬分と使用人給与分に区分して決定する。

- b. 監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を監査役の協議で決定する。

④株式の保有状況

- イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
- ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表表計上額及び保有目的
該当事項はありません。
- ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額としております。

⑥取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

⑦取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に定める責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる旨、定款に定めております。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,600	—	15,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査日数、当社の規模、業務の特性等を勘案・協議し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）及び当事業年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年7月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、研修・セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,382	267,927
受取手形	12,253	10,000
売掛金	321,615	373,753
商品及び製品	6,474	2,224
仕掛品	14,181	8,722
前払費用	100,143	136,533
その他	1,492	6,099
貸倒引当金	△2,003	△2,302
流動資産合計	505,540	802,958
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,227	7,367
減価償却累計額	△4,270	△3,124
建物（純額）	5,957	4,242
工具、器具及び備品	162,226	175,635
減価償却累計額	△69,650	△107,140
工具、器具及び備品（純額）	92,575	68,494
リース資産	413,850	480,679
減価償却累計額	△219,392	△204,036
リース資産（純額）	194,457	276,642
有形固定資産合計	292,990	349,380
無形固定資産		
ソフトウェア	178,953	202,767
ソフトウェア仮勘定	11,307	9,364
リース資産	70,513	71,764
無形固定資産合計	260,774	283,896
投資その他の資産		
出資金	500	500
破産更生債権等	80,670	80,670
長期前払費用	31,614	24,167
敷金及び保証金	32,228	33,182
その他	0	0
貸倒引当金	△80,670	△80,670
投資その他の資産合計	64,342	57,849
固定資産合計	618,108	691,126
資産合計	1,123,648	1,494,084

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	171,121	161,777
短期借入金	26,668	100,000
1年内返済予定の長期借入金	33,927	42,157
リース債務	128,467	140,724
未払金	58,049	43,581
未払費用	19,280	23,537
未払法人税等	1,109	1,638
未払消費税等	28,850	38,544
預り金	18,770	23,829
前受収益	235,723	276,931
その他	4,272	3,493
流動負債合計	726,243	856,216
固定負債		
長期借入金	41,153	85,660
リース債務	191,295	267,714
退職給付引当金	9,805	17,003
長期末払金	23,317	5,326
長期前受収益	56,468	40,870
固定負債合計	322,040	416,575
負債合計	1,048,283	1,272,791
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△24,635	121,292
利益剰余金合計	△24,635	121,292
株主資本合計	75,364	221,292
純資産合計	75,364	221,292
負債純資産合計	1,123,648	1,494,084

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	258,481
受取手形及び売掛金	484,643
商品及び製品	1,378
仕掛品	11,263
前払費用	159,327
その他	6,184
貸倒引当金	△2,907
流動資産合計	918,371
固定資産	
有形固定資産	
建物	19,564
減価償却累計額	△3,820
建物(純額)	15,743
工具、器具及び備品	190,888
減価償却累計額	△127,914
工具、器具及び備品(純額)	62,973
リース資産	466,292
減価償却累計額	△212,178
リース資産(純額)	254,113
有形固定資産合計	332,831
無形固定資産	
ソフトウェア	186,490
ソフトウェア仮勘定	26,707
リース資産	47,726
無形固定資産合計	260,924
投資その他の資産	
出資金	500
破産更生債権等	80,670
長期前払費用	16,082
敷金及び保証金	69,586
その他	0
貸倒引当金	△80,670
投資その他の資産合計	86,168
固定資産合計	679,924
資産合計	1,598,295

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年3月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	148,060
1年内返済予定の長期借入金	60,630
リース債務	130,528
未払金	52,783
未払費用	41,300
未払法人税等	1,268
未払消費税等	45,093
預り金	34,903
前受収益	263,227
その他	4,558

流動負債合計 782,355

固定負債

長期借入金	143,856
リース債務	226,200
退職給付引当金	28,313
長期末払金	6,157
長期前受収益	28,592

固定負債合計 433,120

負債合計

1,215,475

純資産の部

株主資本

資本金	100,000
利益剰余金	282,820

株主資本合計 382,820

純資産合計

382,820

負債純資産合計

1,598,295

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	2,690,939	3,067,424
売上原価		
製品期首たな卸高	—	6,474
当期製品製造原価	2,015,909	2,317,695
合計	2,015,909	2,324,170
製品期末たな卸高	6,474	2,224
製品売上原価	2,009,434	2,321,945
売上総利益	681,504	745,478
販売費及び一般管理費	*1 562,241	*1 567,433
営業利益	119,263	178,045
営業外収益		
受取利息	10	10
受取配当金	—	2
保険配当金	—	203
その他	208	9
営業外収益合計	218	226
営業外費用		
支払利息	27,533	23,278
為替差損	3,662	673
その他	1,152	2,237
営業外費用合計	32,347	26,189
経常利益	87,133	152,082
特別損失		
固定資産除却損	—	4,516
特別損失合計	—	4,516
税引前当期純利益	87,133	147,566
法人税、住民税及び事業税	1,112	1,638
法人税等合計	1,112	1,638
当期純利益	86,021	145,928

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	177,105	8.5	352,363	15.0
II 労務費		620,290	29.7	839,739	35.7
III 外注費		678,792	32.5	558,641	23.7
IV 経費		610,854	29.3	604,499	25.6
当期総製造費用		2,087,042	100.0	2,355,243	100.0
期首仕掛品たな卸高		5,379		14,181	
合計		2,092,421		2,369,425	
期末仕掛品たな卸高	14,181		8,722		
他勘定振替高	※2	62,329		43,008	
当期製品製造原価		2,015,909		2,317,695	

原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費 (千円)	244,422	249,028

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	62,329	43,008

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	2,519,133
売上原価	1,905,544
売上総利益	613,588
販売費及び一般管理費	428,161
営業利益	185,426
営業外収益	
受取利息	14
その他	254
営業外収益合計	268
営業外費用	
支払利息	18,312
為替差損	3,986
営業外費用合計	22,298
経常利益	163,397
税引前四半期純利益	163,397
法人税、住民税及び事業税	1,869
四半期純利益	161,527

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	△110,656	△110,656	△10,656	△10,656
当期変動額					
当期純利益	—	86,021	86,021	86,021	86,021
当期変動額合計	—	86,021	86,021	86,021	86,021
当期末残高	100,000	△24,635	△24,635	75,364	75,364

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	△24,635	△24,635	75,364	75,364
当期変動額					
当期純利益	—	145,928	145,928	145,928	145,928
当期変動額合計	—	145,928	145,928	145,928	145,928
当期末残高	100,000	121,292	121,292	221,292	221,292

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	87,133	147,566
減価償却費	255,286	259,316
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	35,154	299
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,283	7,197
受取利息及び受取配当金	△10	△13
支払利息	27,533	23,278
為替差損益 (△は益)	831	△1,067
固定資産除却損	—	4,516
売上債権の増減額 (△は増加)	71,693	△49,884
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△15,277	9,709
仕入債務の増減額 (△は減少)	△33,456	△9,344
その他	△24,274	33,751
小計	405,897	425,326
利息及び配当金の受取額	10	13
利息の支払額	△28,530	△24,522
法人税等の支払額	442	△1,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	377,818	399,708
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△144,732	△162,795
その他	△1,841	△1,568
投資活動によるキャッシュ・フロー	△146,574	△164,363
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	100,000
短期借入金の返済による支出	△73,332	△26,668
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△72,304	△47,263
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△155,761	△146,008
財務活動によるキャッシュ・フロー	△201,398	△19,940
現金及び現金同等物に係る換算差額	△492	1,140
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	29,353	216,544
現金及び現金同等物の期首残高	22,028	51,382
現金及び現金同等物の期末残高	※ 51,382	※ 267,927

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

在外支店の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

在外支店の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

受取手形割引高

	前事業年度 (平成28年6月30日)	当事業年度 (平成29年6月30日)
受取手形割引高	25,439千円	44,552千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
給料及び手当	219,921千円	214,348千円
退職給付費用	1,350	1,491
減価償却費	10,864	10,288
貸倒引当金繰入額	39,555	299
役員報酬	47,128	69,553
おおよその割合		
販売費	49.7%	43.4%
一般管理費	50.3%	56.6%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	345,573,055	—	—	345,573,055
合計	345,573,055	—	—	345,573,055
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第8回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
	第9回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
	第11回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
	第12回ストック・オプション としての新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—		

(注) 第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2	345,573,055	—	342,117,325	3,455,730
合計	345,573,055	—	342,117,325	3,455,730
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の減少342,117,325株は株式併合によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第8回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第9回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第11回ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第12回ストック・オプション としての新株予約権（注）	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
現金及び預金勘定	51,382千円	267,927千円
現金及び現金同等物	51,382	267,927

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、セキュリティサービス事業におけるサーバ等の関連機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

主として、セキュリティサービス事業におけるソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、セキュリティサービス事業におけるサーバ等の関連機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

主として、セキュリティサービス事業におけるソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	51,382	51,382	—
(2) 受取手形	12,253	12,253	—
(3) 売掛金	321,615	321,615	—
資産計	385,250	385,250	—
(1) 買掛金	171,121	171,121	—
(2) 短期借入金	26,668	26,668	—
(3) 未払金	58,049	58,049	—
(4) 長期借入金 (※)	75,080	76,747	1,666
(5) リース債務	319,762	323,276	3,513
負債計	650,683	655,863	5,180

(※) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	51,222	—	—	—
受取手形	12,253	—	—	—
売掛金	321,615	—	—	—
合計	385,091	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	33,927	22,153	12,000	7,000	—	—
リース債務	128,467	96,189	54,319	22,639	18,146	—
合計	162,395	118,343	66,319	29,639	18,146	—

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	267,927	267,927	—
(2) 受取手形	10,000	10,000	—
(3) 売掛金	373,753	373,753	—
資産計	651,680	651,680	—
(1) 買掛金	161,777	161,777	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払金	43,581	43,581	—
(4) 長期借入金 (※)	127,817	119,119	△8,698
(5) リース債務	408,439	415,498	7,058
負債計	841,615	839,976	△1,639

(※) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	267,775	—	—	—
受取手形	10,000	—	—	—
売掛金	373,753	—	—	—
合計	651,529	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,157	32,004	27,004	20,004	6,648	—
リース債務	140,724	104,293	75,937	61,334	24,986	1,163
合計	182,881	136,297	102,941	81,338	31,634	1,163

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（平成29年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

在外支店は、所在地国の法律に基づき、簡便法により従業員の退職給付引当金を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	8,521千円
退職給付費用	3,141千円
為替差損 (△は益)	△1,857千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>9,805千円</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	9,805千円
<u>退職給付引当金</u>	<u>9,805千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 3,141千円

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

在外支店は、所在地国の法律に基づき、簡便法により従業員の退職給付引当金を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	9,805千円
退職給付費用	6,152千円
為替差損 (△は益)	1,045千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>17,003千円</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	17,003千円
<u>退職給付引当金</u>	<u>17,003千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 6,152千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成27年7月1日至平成28年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 85名	当社従業員 6名	当社従業員 28名	当社取締役6名及び 従業員 110名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 358,500株	普通株式 16,400株	普通株式 34,700株	普通株式 160,500株
付与日	平成18年9月25日	平成18年12月22日	平成19年9月7日	平成28年4月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の 状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載 のとおりでありま す。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年9月25日 至平成29年9月19日	自平成20年12月22日 至平成29年9月19日	自平成21年9月7日 至平成29年9月19日	自平成30年4月15日 至平成38年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年10月28日付株式併合(普通株式100株につき1株の割合)による株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	187,400	8,000	22,000	—
付与	—	—	—	160,500
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	187,400	8,000	22,000	160,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 平成28年10月28日付株式併合(普通株式100株につき1株の割合)による株式併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400	400	400	800
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成28年10月28日付株式併合（普通株式100株につき1株の割合）による株式併合後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ①当事業年度末における本源的価値の合計額 50,219千円
- ②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

- 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 85名	当社従業員 6名	当社従業員 28名	当社取締役6名及び 従業員 110名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 358,500株	普通株式 16,400株	普通株式 34,700株	普通株式 160,500株
付与日	平成18年9月25日	平成18年12月22日	平成19年9月7日	平成28年4月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の 状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載 のとおりでありま す。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年9月25日 至平成29年9月19日	自平成20年12月22日 至平成29年9月19日	自平成21年9月7日 至平成29年9月19日	自平成30年4月15日 至平成38年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年10月28日付株式併合（普通株式100株につき1株の割合）による株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	187,400	8,000	22,000	160,500
付与	—	—	—	—
失効	10,700	—	1,800	6,500
権利確定	—	—	—	—
未確定残	176,700	8,000	20,200	154,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 平成28年10月28日付株式併合（普通株式100株につき1株の割合）による株式併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400	400	400	800
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成28年10月28日付株式併合（普通株式100株につき1株の割合）による株式併合後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 79,706千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	461,400千円
貸倒引当金	27,801
投資有価証券評価損	10,380
減価償却超過額	9,398
その他	5,662
繰延税金資産 小計	514,643
評価性引当額	△514,643
繰延税金資産 合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率	35.35%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.64
住民税均等割	1.27
税務上の繰越欠損金の利用	△61.89
評価性引当額の増減	20.00
その他	0.91
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.28

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.36%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については34.81%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.60%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度 (平成29年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年6月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	408,284千円
貸倒引当金	28,708
投資有価証券評価損	10,380
減価償却超過額	4,372
その他	8,248
繰延税金資産 小計	459,994
評価性引当額	△459,994
繰延税金資産 合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年6月30日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.06
住民税均等割	1.11
税務上の繰越欠損金の利用	△37.42
評価性引当額の増減	△1.66
その他	0.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.11

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	持塚 朗	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接11.3	債務被保証	銀行借入に伴う債務被保証	68,668	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長である持塚朗より債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

なお、取引金額については、当事業年度末日現在の対応する借入残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	持塚 朗	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接11.5	債務被保証	銀行借入に伴う債務被保証	30,000	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長である持塚朗より債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

なお、取引金額については、当事業年度末日現在の対応する借入残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額	21.81円
1株当たり当期純利益金額	24.89円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
当期純利益金額 (千円)	86,021
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	86,021
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,455,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数37,790個)。 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり純資産額	64.04円
1株当たり当期純利益金額	42.23円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を実施しております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)
当期純利益金額 (千円)	145,928
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	145,928
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,455,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数35,890個)。 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

受取手形割引高

当第3四半期会計期間
(平成30年3月31日)

受取手形割引高

21,190千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自平成29年7月1日
至平成30年3月31日)

減価償却費

200,117千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自平成29年7月1日至平成30年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成29年7月1日至平成30年3月31日)

当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	46円74銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	161,527
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	161,527
普通株式の期中平均株式数(株)	3,455,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握出来ませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	10,227	—	2,860	7,367	3,124	599	4,242
工具、器具及び備品	162,226	14,321	912	175,635	107,140	37,575	68,494
リース資産	413,850	183,955	117,126	480,679	204,036	99,195	276,642
有形固定資産計	586,304	198,276	120,898	663,682	314,302	137,370	349,380
無形固定資産							
ソフトウェア	372,195	117,320	—	489,515	286,748	93,506	202,767
ソフトウェア仮勘定	11,307	91,545	93,488	9,364	—	—	9,364
リース資産	119,610	29,691	1,520	147,780	76,016	28,439	71,764
無形固定資産計	503,113	238,556	95,009	646,661	362,764	121,946	283,896
長期前払費用	31,614	6,386	13,834	24,167	—	—	24,167

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サーバ	7,717千円
リース資産	AAMSストレージサーバ	112,966千円
	インターネット分離クラウドサービス	34,667千円
ソフトウェア	業務ポータル	40,909千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

リース資産	サーバ	100,147千円
-------	-----	-----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	26,668	100,000	1.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	33,927	42,157	2.7	—
1年以内に返済予定のリース債務	128,467	140,724	6.0	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	41,153	85,660	1.5	平成33年10月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	191,295	267,714	5.3	平成30年7月 ～平成35年5月
合計	421,511	636,256	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	32,004	27,004	20,004	6,648
リース債務	104,293	75,937	61,334	24,986

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	82,673	2,302	—	2,003	82,973

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	151
預金	
普通預金	267,775
小計	267,775
合計	267,927

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
リコージャパン(株)	10,000
合計	10,000

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成29年9月	10,000
合計	10,000

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)DNPデータテクノ	66,842
(株)東計電算	33,566
リコージャパン(株)	21,030
セコムトラストシステムズ(株)	18,241
(株)トモズ	13,737
その他	220,335
合計	373,753

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
321,615	3,303,545	3,251,406	373,753	89.7	38

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
商品及び製品	
CSIRT構築文書	1,555
脆弱性情報提供サービス 管理Webマニュアル	372
セキュリティシステム構成基準第3版	296
合計	2,224

ホ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
セキュリティ監査・コンサルティングサービス	8,584
情報漏洩IT対策サービス	138
合計	8,722

ヘ. 前払費用

区分	金額 (千円)
(株)テロロジー	16,679
(株)日立ソリューションズ	13,313
(株)ネットワークバリューコンポネツ	13,284
ソフトバンク・テクノロジー(株)	8,986
Proofpoint	7,062
その他	77,207
合計	136,533

② 固定資産

破産更生債権等

区分	金額 (千円)
(株)YOZAN	40,670
(株)フェアカード	40,000
合計	80,670

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
NECネットエスアイ(株)	29,846
(株)イエラエセキュリティ	24,822
キヤノンITソリューションズ(株)	16,433
(株)テリロジー	15,809
(株)日立ソリューションズ	13,767
その他	61,096
合計	161,777

ロ. 短期借入金

相手先	金額 (千円)
(株)みずほ銀行	100,000
合計	100,000

ハ. リース債務

相手先	金額 (千円)
オリックス(株)	41,699
NECネットエスアイ(株)	37,364
エヌエスティ・グローバルリスト(株)	26,412
(株)T I S	20,696
三菱UFJリース(株)	10,251
その他	4,300
合計	140,724

ニ. 前受収益

相手先	金額 (千円)
住友ゴム工業(株)	43,069
(株)DNPデータテクノ	22,643
T I S(株)	18,132
(株)セガホールディングス	15,351
そんぽ24損害保険(株)	14,763
その他	162,970
合計	276,931

④固定負債

イ. 長期借入金

相手先	金額 (千円)
(株)みずほ銀行	66,660
(株)りそな銀行	19,000
合計	85,660

ロ. 長期リース債務

相手先	金額 (千円)
NECネットエスアイ(株)	116,120
オリックス(株)	105,921
TIS(株)	14,194
エヌエスティ・グローバリスト(株)	12,596
(株)クレディセゾン	6,122
その他	12,759
合計	267,714

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年8月13日開催の取締役会において承認された第19期事業年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	306,309
受取手形	49,853
売掛金	403,505
商品及び製品	656
仕掛品	28,060
前払費用	143,793
繰延税金資産	19,750
その他	2,862
貸倒引当金	△2,720
流動資産合計	952,070
固定資産	
有形固定資産	
建物	20,403
減価償却累計額	△4,381
建物(純額)	16,022
工具、器具及び備品	204,078
減価償却累計額	△136,356
工具、器具及び備品(純額)	67,722
リース資産	450,468
減価償却累計額	△217,878
リース資産(純額)	232,590
有形固定資産合計	316,335
無形固定資産	
ソフトウェア	205,546
ソフトウェア仮勘定	28,521
リース資産	64,917
無形固定資産合計	298,985
投資その他の資産	
出資金	500
破産更生債権等	40,000
長期前払費用	12,347
敷金及び保証金	65,894
その他	0
貸倒引当金	△40,000
投資その他の資産合計	78,742
固定資産合計	694,062
資産合計	1,646,133

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	160,598
1年内返済予定の長期借入金	63,436
リース債務	125,007
未払金	52,164
未払費用	40,542
未払法人税等	1,758
未払消費税等	46,159
預り金	39,237
前受収益	300,141
その他	3,914
流動負債合計	832,959
固定負債	
長期借入金	135,843
リース債務	225,961
退職給付引当金	29,717
長期未払金	4,769
長期前受収益	23,196
固定負債合計	419,488
負債合計	1,252,448
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	293,684
利益剰余金合計	293,684
株主資本合計	393,684
純資産合計	393,684
負債純資産合計	1,646,133

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	3,346,516
売上原価	
製品期首たな卸高	2,224
当期製品製造原価	2,550,092
合計	2,552,317
製品期末たな卸高	656
製品売上原価	2,551,661
売上総利益	794,855
販売費及び一般管理費	613,699
営業利益	181,155
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	2
保険配当金	251
その他	100
営業外収益合計	374
営業外費用	
支払利息	23,504
為替差損	2,575
その他	640
営業外費用合計	26,720
経常利益	154,809
税引前当期純利益	154,809
法人税、住民税及び事業税	2,168
法人税等調整額	△19,750
法人税等合計	△17,582
当期純利益	172,391

製造原価明細書

		当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	265,700	10.2
II 労務費		994,500	38.2
III 外注費		645,797	24.8
IV 経費		697,460	26.8
当期総製造費用		2,603,458	100.0
期首仕掛品たな卸高		8,722	
合計		2,612,180	
期末仕掛品たな卸高	※2	28,060	
他勘定振替高		34,027	
当期製品製造原価		2,550,092	

原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費 (千円)	262,638

※2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	34,027

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	121,292	121,292	221,292	221,292
当期変動額					
当期純利益	—	172,391	172,391	172,391	172,391
当期変動額合計	—	172,391	172,391	172,391	172,391
当期末残高	100,000	293,684	293,684	393,684	393,684

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	154,809
減価償却費	269,284
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△40,252
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12,714
受取利息及び受取配当金	△22
支払利息	23,504
為替差損益 (△は益)	196
売上債権の増減額 (△は増加)	△69,605
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△17,769
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,179
その他	107,815
小計	439,495
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△23,149
法人税等の支払額	△2,236
営業活動によるキャッシュ・フロー	414,132
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△163,822
その他	△33,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	△197,417
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△100,000
長期借入れによる収入	136,891
長期借入金の返済による支出	△65,429
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△149,712
財務活動によるキャッシュ・フロー	△178,249
現金及び現金同等物に係る換算差額	△82
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	38,382
現金及び現金同等物の期首残高	267,927
現金及び現金同等物の期末残高	306,309

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

在外支店の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

受取手形割引高

当事業年度
(平成30年6月30日)

受取手形割引高 42,471千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

当事業年度
(自 平成29年7月1日
至 平成30年6月30日)

給料及び手当	224,982千円
退職給付費用	4,040
減価償却費	6,646
貸倒引当金繰入額	417
役員報酬	73,638

おおよその割合

販売費	49.4%
一般管理費	50.6%

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,455,730	—	—	3,455,730
合計	3,455,730	—	—	3,455,730
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第9回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	306,309千円
現金及び現金同等物	306,309

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、セキュリティサービス事業におけるサーバ等の関連機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

主として、セキュリティサービス事業におけるソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	306,309	306,309	—
(2) 受取手形	49,853	49,853	—
(3) 売掛金	403,505	403,505	—
資産計	759,668	759,668	—
(1) 買掛金	160,598	160,598	—
(2) 未払金	52,164	52,164	—
(3) 長期借入金	199,279	194,196	△5,082
(4) リース債務	350,968	355,430	4,461
負債計	763,010	762,389	△620

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入金又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	305,992	—	—	—
受取手形	49,853	—	—	—
売掛金	403,505	—	—	—
合計	759,351	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	63,436	58,655	48,975	27,700	511	—
リース債務	125,007	97,554	78,900	39,249	10,001	255
合計	188,443	156,209	127,876	66,950	10,513	255

(有価証券関係)

当事業年度(平成30年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

当事業年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

在外支店は、所在地国の法律に基づき、簡便法により従業員の退職給付引当金を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	17,003千円
退職給付費用	12,848千円
為替差損(△は益)	△133千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>29,717千円</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>29,717千円</u>
<u>退職給付引当金</u>	<u>29,717千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 12,848千円

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	従業員 85名	従業員 6名	従業員 28名	当社取締役6名及び 従業員 110名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数 (注)	普通株式 358,500株	普通株式 16,400株	普通株式 34,700株	普通株式 160,500株
付与日	平成18年9月25日	平成18年12月22日	平成19年9月7日	平成28年4月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の 状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載 のとおりでありま す。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成20年9月25日 至平成29年9月19日	自平成20年12月22日 至平成29年9月19日	自平成21年9月7日 至平成29年9月19日	自平成30年4月15日 至平成38年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年10月28日付株式併合(普通株式100株につき1株の割合)による株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	176,700	8,000	20,200	154,000
付与	—	—	—	—
失効	176,700	8,000	20,200	10,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	144,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400	400	400	800
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

※平成28年10月28日付株式併合（普通株式100株につき1株の割合）による株式併合後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法を基礎とした方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

当事業年度（平成30年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年6月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	360,128千円
貸倒引当金	14,780
投資有価証券評価損	10,380
減価償却超過額	465
退職給付引当金	10,282
その他	3,055
繰延税金資産 小計	399,092
評価性引当額	△379,342
繰延税金資産 合計	19,750

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年6月30日)
法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.87
住民税均等割	1.11
税務上の繰越欠損金の利用	△31.23
評価性引当額の増減	△21.00
その他	0.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.36

(持分法損益等)

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	持塚 朗	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接11.5	債務被保証	銀行借入に伴う債務被保証	19,000	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長である持塚朗より債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

なお、取引金額については、当事業年度末日現在の対応する借入残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所に上場）

SBIインキュベーション株式会社

(1株当たり情報)

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり純資産額	113.92円
1株当たり当期純利益金額	49.89円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
当期純利益金額 (千円)	172, 391
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	172, 391
普通株式の期中平均株式数 (株)	3, 455, 730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数14, 400個)。 なお、新株予約権の概要は、「第 4 提出会社 の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成29年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	期末配当 毎年6月30日 中間配当 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1. 無料 (注) 2.
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.bbsec.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に定める権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年3月18日	SBIビービー・メディア投資事業有限責任組合 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木一丁目6-1	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	SBIインキュベーション株式会社 代表取締役社長 森田俊平	東京都港区六本木一丁目6-1	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	95,000,000 (注)5	760,000,000 (8) (注)4、5	所有者の事情による
平成29年6月30日	竹内 靖男	埼玉県さいたま市岩槻区	当社従業員	持塚 朗	東京都品川区	特別利害関係者等(当社役員)	6,004	4,803,200 (800) (注)4	所有者の定年退職による
平成29年6月30日	竹内 靖男	埼玉県さいたま市岩槻区	当社従業員	田仲 克己	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社役員)	3,000	2,400,000 (800) (注)4	所有者の定年退職による
平成29年6月30日	竹内 靖男	埼玉県さいたま市岩槻区	当社従業員	雲野 康成	千葉県習志野市	特別利害関係者等(当社役員)	1,000	800,000 (800) (注)4	所有者の定年退職による
平成30年1月30日	SBIインターネットキャピタル株式会社 代表清算人 森田 俊平	東京都港区六本木一丁目6-1	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	SBIインキュベーション株式会社 代表取締役社長 森田 俊平	東京都港区六本木一丁目6-1	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	430,000	現物配当による無償の移動	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所 (以下「同取引所」という。) が定める有価証券上場規程施行規則 (以下「同施行規則」という。) 第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日 (平成27年7月1日) から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡 (上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。) を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族 (以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等 (金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。) 並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を基礎として決定した価格であります。

5. 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式併合前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成28年4月15日
種類	第12回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 16,050,000株
発行価格	8円(注)2
資本組入額	4円
発行価額の総額	128,400,000円
資本組入額の総額	64,200,000円
発行方法	平成28年3月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年6月30日であります。
2. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式により算定された価格であります。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	8円
行使請求期間	平成30年4月15日から 平成38年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりでありま す。

4. 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式併合前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。なお、当該株式併合により、「発行数」は160,500株、「発行価格」は800円、「資本組入額」は400円、「行使時の払込金額」は800円にそれぞれ調整されております。

2 【取得者の概況】

平成28年3月31日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
持塚 朗	東京都品川区	会社役員	10,000	8,000,000(800)	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
安藤 一憲	東京都中央区	会社役員	5,000	4,000,000(800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
荒川 嗣司	大阪府大阪市 福島区	会社役員	5,000	4,000,000(800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
田仲 克己	東京都世田谷区	会社役員	5,000	4,000,000(800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
雲野 康成	千葉県習志野市	会社役員	5,000	4,000,000(800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
大沼 千秋	東京都台東区	会社員	3,000	2,400,000(800)	当社の従業員
滝澤 貴志	東京都新宿区	会社員	3,000	2,400,000(800)	当社の従業員
戸崎 節雄	東京都墨田区	会社員	3,000	2,400,000(800)	当社の従業員
朴 宰範	大韓民国京畿道	会社員	3,000	2,400,000(800)	当社の従業員
田淵 浩光	東京都中野区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
宮崎 仁	大阪府大阪市 福島区	会社員	2,000	1,600,000(800)	特別利害関係者等(当社の取締役)
鮫島 功	大阪府大阪市 旭区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
佐藤 竜	東京都練馬区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
崔 弘鎮	東京都練馬区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
紫藤 貴文	千葉県市川市	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
鈴木 暢	福島県白河市	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
福田 祥弘	東京都世田谷区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
田澤 千絵	埼玉県所沢市	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
岡田 俊弘	東京都台東区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
伊藤 祐生雄	東京都世田谷区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
早貸 勤	東京都新宿区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
高田 宜史	東京都杉並区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
齊藤 義人	東京都墨田区	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
植野 恵一	埼玉県川口市	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員
楡井 勉	千葉県市川市	会社員	2,000	1,600,000(800)	当社の従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員79名に関する記載は省略しております。
 2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 3. 平成28年9月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月28日付で普通株式100株につき1株の株式併合を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式併合後の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
SBI インキュベーション株式会社 (注) 1	東京都港区六本木一丁目6-1	1,741,000	48.36
SBI FinTech Solutions株式会社 (注) 1	東京都渋谷区渋谷2-1-1	964,000	26.78
持塚 朗 (注) 1. 2	東京都品川区	406,154 (10,000)	11.28 (0.28)
三井物産セキュアディレクション株式会社 (注) 1	東京都中央区日本橋人形町1-14-8	100,000	2.78
高久 勉 (注) 1	東京都大田区	80,000	2.22
システムプラザ株式会社 (注) 1	東京都港区芝大門2-10-12	50,000	1.39
株式会社Eストアー (注) 1	東京都港区西新橋1-10-2	25,000	0.69
エヌエスティ・グローバルリスト株式会社 (注) 1	東京都豊島区池袋2-43-1	25,000	0.69
株式会社セゾン情報システムズ (注) 1	東京都港区赤坂1-8-1	25,000	0.69
株式会社テリロジー (注) 1	東京都千代田区九段北1-35-5	25,000	0.69
安藤 一憲 (注) 3	東京都中央区	15,000 (5,000)	0.42 (0.14)
滝澤 貴志 (注) 5	東京都新宿区	13,000 (3,000)	0.36 (0.08)
田仲 克己 (注) 3	東京都世田谷区	8,000 (5,000)	0.22 (0.14)
雲野 康成 (注) 3	千葉県習志野市	6,000 (5,000)	0.17 (0.14)
荒川 嗣司 (注) 3	大阪府大阪市福島区	5,004 (5,000)	0.14 (0.14)
大沼 千秋 (注) 5	東京都台東区	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
戸崎 節雄 (注) 5	東京都墨田区	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
朴 宰範 (注) 5	大韓民国京畿道	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
岡田 俊弘 (注) 5	東京都台東区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
鮫島 功 (注) 5	大阪府大阪市旭区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
田淵 浩光 (注) 5	東京都中野区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
宮崎 仁 (注) 3	大阪府大阪市福島区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
伊藤 祐生雄 (注) 5	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
高田 宜史 (注) 5	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
佐藤 竜 (注) 5	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
紫藤 貴文	(注) 5	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
植野 恵一	(注) 5	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
早貸 勤	(注) 5	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
田澤 千絵	(注) 5	埼玉県所沢市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
福田 祥弘	(注) 5	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
鈴木 暢	(注) 5	福島県白河市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
崔 弘鎮	(注) 5	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
楡井 勉	(注) 5	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
齊藤 義人	(注) 5	東京都墨田区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
松浦 守男	(注) 4	埼玉県蓮田市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
新井 彰子	(注) 5	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
荒尾 健司	(注) 5	神奈川県川崎市多摩区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
荒川 幸宏	(注) 5	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
伊藤 賢	(注) 5	神奈川県川崎市高津区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
太田黒 健作	(注) 5	神奈川県横浜市戸塚区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
亀川 正明	(注) 5	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
川又 朋子	(注) 5	千葉県習志野市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
浦野 舞	(注) 5	東京都調布市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
坂谷 憲治	(注) 5	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
須藤 健一	(注) 5	神奈川県横浜市緑区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
田島 晃	(注) 5	神奈川県横須賀市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
田中 定明	(注) 5	千葉県鎌ヶ谷市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
田中 康	(注) 5	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
田淵 京美	(注) 5	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
西 則匡	(注) 5	東京都武蔵野市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
西山 英樹	(注) 5	神奈川県川崎市高津区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
原田 智和	(注) 5	東京都多摩市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
平本 光二	(注) 5	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
渕上 寛	(注) 5	大阪府大阪市鶴見区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
前島 まどか	(注) 5	千葉県流山市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
間々田 徹	(注) 5	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
宮坂 大	(注) 5	東京都江東区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
柳本 朝男	(注) 5	大阪府大阪市鶴見区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
矢野 学	(注) 5	埼玉県所沢市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
山崎 義雄	(注) 5	千葉県佐倉市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
山本 祐輔	(注) 5	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
吉野 浩司	(注) 5	東京都大田区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
渡邊 寛昭	(注) 5	埼玉県さいたま市北区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
横井 七郎	(注) 5	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
桐原 健一	(注) 5	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
金子 太一	(注) 5	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
金 龍哲	(注) 5	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
高橋 久司	(注) 5	神奈川県鎌倉市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
山下 啓一	(注) 5	神奈川県横浜市港北区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
山田 伸和	(注) 5	埼玉県川口市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
寺岡 唯史	(注) 5	東京都清瀬市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
小林 祥二	(注) 5	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
上野 愛	(注) 5	神奈川県川崎市高津区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
森本 直樹	(注) 5	兵庫県三木市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
西川 優	(注) 5	東京都千代田区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
大塚 秀幸 (注) 5	東京都町田市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
大藤 慎也 (注) 5	埼玉県朝霞市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
谷田 昭幸 (注) 5	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
竹村 正勝 (注) 5	神奈川県川崎市幸区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
沈 蜂券 (注) 5	大韓民国京畿道	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
渡辺 明人 (注) 5	千葉県千葉市中央区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
東 大輔 (注) 5	東京都調布市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
筒井 宏司 (注) 5	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
藤井 大介 (注) 5	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
能登 雄二 (注) 5	東京都豊島区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
武部 英美 (注) 5	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
平井 淳夫 (注) 5	千葉県松戸市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
豊満 竜也 (注) 5	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
羅 永植 (注) 5	大韓民国ソウル特別市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
落合 純一 (注) 5	千葉県松戸市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
鈴木 一世 (注) 5	神奈川県横浜市神奈川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
鈴木 利光 (注) 5	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
姜 炯錫 (注) 5	大韓民国ソウル特別市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
高橋 さぎり (注) 5	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
高塚 義紀 (注) 5	神奈川県川崎市幸区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
その他18名		9,572 (9,000)	0.27 (0.25)
計	—	3,599,730 (144,000)	100.00 (4.00)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社監査役)

5. 当社の従業員

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月13日

株式会社ブロードバンドセキュリティ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月本 洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドセキュリティの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブロードバンドセキュリティの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月13日

株式会社ブロードバンドセキュリティ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月本 洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドセキュリティの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブロードバンドセキュリティの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月13日

株式会社ブロードバンドセキュリティ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 月本 洋一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドセキュリティの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第19期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年7月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドセキュリティの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

